

基本的視点２ 社会的支援の必要性が高いこども・若者や家庭へのきめ細かな支援の充実

重点施策（１） 児童虐待防止対策の推進

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算		実 績		独自制度
				令和 7 年度		令和 6 年度	令和 5 年度	
279		オレンジリボンキャンペーンの実施	こどもへの体罰の禁止など、児童虐待に関する市民の理解を深めるため、「子ども虐待防止オレンジリボン運動」を推進し、児童虐待の防止をテーマとした講演会の開催やポスターの掲示等による広報・啓発活動を行う。	2,870	講演会開催（回）	1	1	
280		児童虐待予防対策事業	児童虐待を未然に防ぐため、健康診査や家庭訪問等により把握した、育児を行う上で保護者の負担が重くなると考えられる家庭や乳幼児健診未受診者に対し、保健師の継続的な家庭訪問等による支援を行う。	4,184	支援者数（人）	1,472	1,098	
281		【再掲】 こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児がいる家庭を民生委員・児童委員が訪問し、不安や悩みを聞くとともに、子育てに関する情報提供を行う。【1-(1)-①、1-(6)-①】	962	訪問人数（人）	2,133	2,372	
282		【再掲】 家庭訪問指導事業	乳幼児及び妊産婦に対し、助産師又は保健師が家庭訪問を行い、育児の負担が重くなると考えられる家庭や子育てが困難な家庭を把握するとともに、子育てに関する情報提供や相談・助言等を行う。【1-(1)-①、1-(6)-①】	12,406	訪問数（件）	11,607	10,461	
283		子育て世帯訪問支援事業	支援を要する家庭に対し、訪問支援員を派遣することにより、家事や育児等の援助を行う。【2-(5)-②、2-(6)-②】	548	訪問延回数（回）	107	97	
284		【再掲】 妊娠・出産包括支援事業（母子保健相談支援事業）	各区のこども家庭センターに母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期までの母子の心身の健康・育児に関する助言や情報提供等を行う。【1-(1)-①】	32,445	設置数（か所）	8	8	
285		【再掲】 妊娠・出産包括支援事業（産後ヘルパー派遣事業）	産後1年未満の産婦を対象に、産婦の自宅に、本市が委託する訪問介護事業所等からヘルパーを派遣し、家事や育児等の支援を行う。【1-(1)-②】	2,810	訪問人数（人）	151	138	◎
286	拡充	【再掲】 産後ケア事業	産後1年未満（宿泊型は産後6か月まで）の産婦を対象に、自宅への助産師の派遣や、本市が委託する産科医療機関等での宿泊や通所により、母体・乳児のケアや育児に関する指導等を行う。【1-(1)-②】	51,174	利用人数（人）	666	422	
287		子育て短期支援事業	保護者が疾病などの理由により、家庭におけるこどもの養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護する。【2-(6)-②③】	8,758	延べ利用日数（日）	1,431	1,184	
288		子育て短期支援事業における受入体制強化事業	子育て短期支援事業におけるこどもの受入れを促進するため、児童養護施設等に対し、ショートステイ専任職員の雇用に係る経費を補助する。	10,253	補助件数（件）	2	2	
289	新規	ひとり親家庭等地域生活支援事業	離婚前後において困難を抱える母子等を対象に、一定期間、母子生活支援施設を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、家庭・生活環境を整えるための支援を行う。【2-(6)-②、2-(7)-②】	4,183	—	—	—	
290		親子支援事業	産前産後に支援の必要性が高い妊産婦とそのこどもを母子生活支援施設に宿泊させ、家事支援や育児支援等を行う。【2-(6)-②】	母子生活支援施設入所措置を含む	利用世帯数（件）	4	5	
291		親子関係形成支援事業	親子間において適切な関係を構築することを目的として、要支援児童等を養育する保護者等を対象に、講義やグループワーク、ロールプレイ等による支援プログラムを実施する。	児童家庭支援センターの運営に対する支援を含む	参加人数（人）	4	—	

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算	実 績			独自制度
				令和7年度		令和6年度	令和5年度	
292		きんさい！みんなの保育園事業（養育支援が必要な家庭への支援）	特別な支援を要する親子等を対象に、保育園等を開放し、入園児童との交流を通じて、子育ての工夫の仕方等について相談・助言等を行う。	17,124	実施回数（回）	18	4	◎
293		児童相談所における相談支援	児童福祉司や児童心理司が、養護、発達、虐待、障害、非行、子育ての悩みなど、こどもに関する様々な相談に対応する。【2-(5)-②】	—	相談受付件数（件）	6,843	6,284	
294		親子のための相談LINE	SNSを活用した「親子のための相談LINE」により、こどもに関する様々な相談に対応する。【2-(5)-②】	5,300	相談受付件数（件）	357	73	
295		【再掲】こども家庭センターの運営	育児やこどもの成長・発達の問題などで困ったり悩んだりしている保護者等に対し、家庭相談員や保健師等が相談に応じ、助言等を行うとともに、必要に応じて、家庭訪問等のアウトリーチでの支援を実施する。また、軽微な虐待ケースの対応等を行う。【1-(6)-①、2-(5)-②、2-(6)-②、3-(1)-②】	761	児童相談受付件数（件）	4,214	3921 3924	
296	新規	【再掲】地域子育て相談機関の設置	子育て家庭等の生活状況の把握や不安感・孤立感の解消等の機会を増やすため、地域の身近な場所である公募型の常設オープンスペースなどにおいて、相談に応じるとともに必要な支援情報の提供や助言などを行う。また、困難を抱えている子育て家庭等を把握した場合は、各区のこども家庭センターと連携し、必要な支援につなげていく。【1-(6)-①、2-(5)-②、2-(6)-②、3-(1)-②】	5,315	—	—	—	
297		【再掲】児童家庭支援センターの運営に対する支援	こども家庭センターや児童相談所の補完的機能として、子育てや学校での困りごと、悩みなどを抱える家庭への相談・支援や、見守りが必要とする家庭へのアウトリーチ支援などを行う社会福祉法人等に対して、必要な経費を補助する。【1-(6)-①、2-(5)-②】	32,919	相談件数（件）	6,070	6,397	
298		【再掲】こども虐待夜間・休日電話相談事業	夜間・休日に電話相談員を配置し、365日24時間体制で、国が設定している無料の児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちばやく）」などからの児童虐待通告や緊急を要する相談を受け付ける。【1-(6)-②】	「児童虐待防止のための取組」(582)に含む	対応件数（件）	567	696	
299		こどもの安全確認	児童虐待の通告に対し、できる限り迅速に（原則として48時間以内に）こどもの安全確認を行い、必要に応じてこどもの一時保護などの対応を行う。	—	—	—	—	
300		広島市要保護児童対策地域協議会の運営	医師会、警察、弁護士会、民生委員児童委員協議会等の関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」において、支援対象児童等に関する情報を共有するとともに、支援対象児童等の早期発見と適切な保護及び支援に取り組む。	—	支援対象児童数（人）	4,623	4,860	
301		一時保護の実施	児童虐待、放任等の理由によりこどもを家庭から引き離す必要がある場合等において、児童相談所の一時保護所に一時保護する。	—	保護児童数（人）	266	270	
302		一時保護委託強化事業	一時保護所の定員超過による入所児童の処遇改善を図るため、幼児5人を限度として、児童相談所から近距離にある広島乳児院に一時保護委託を行う。	6,771	委託児童数（人）	34	26	
303		里親委託	様々な事情で親と一緒に暮らせないこどもを家庭における養育環境と同様の環境の下で養育するため、要保護児童の養育についての理解と熱意を有している里親に委託する。【2-(2)-①】	児童養護施設等児童福祉施設入所措置に含む	新規委託児童数（人）	12	9	
304		里親養育包括支援（フォスターリング）事業	里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親のマッチング、こどもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援を行うとともに、養育縁組に関する相談・支援を行う。【2-(2)-①】	5,776	里親訪問回数（回）	134	172	

No.	新規・拡 充等別	名 称	内 容	予 算		実 績		独自 制度
				令和 7 年度		令和 6 年度	令和 5 年度	
305		児童養護施設等児童福祉施設入所措置	保護者のいない子どもや虐待されている子ども等を児童養護施設等に入所させ、良好な家庭の環境の中で、児童指導員や保育士が生活や学習等の支援を行う。【2-2)-①】	2,027,879	—	—	—	
306		小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	養育里親又は児童養護施設等の職員の経験者が、その家庭において、5人又は6人の要保護児童と一緒に養育する。【2-2)-①】	児童養護施設等児童福祉施設入所措置に含む	—	—	—	
307		児童自立生活援助事業	義務教育を終了後、援助の必要な子ども・若者に対し、自立援助ホーム等において、日常生活上の相談・援助、生活指導、就業支援等を行う。【2-2)-①②】	児童養護施設等児童福祉施設入所措置に含む	—	—	—	
308		母子生活支援施設入所措置	母子家庭等の自立に向けて、母と子どもを共に母子生活支援施設に保護し、生活支援、住宅支援、教育支援、就職支援等を行う。【2-2)-①、2-7)-②】	216,328	入所世帯数 （月平均）	33	35	
309		児童相談所におけるこどもの意見聴取	児童相談所において、こどもの意見や意向を勘案して措置等を行うため、こどもの事情に応じ、児童福祉司、児童心理司、弁護士など多職種の専門職員が子どもから意見聴取を行う。【3-4)-①】	—	—	—	—	
310		児童養護施設等における意見表明等支援事業	外部団体の意見表明等支援員（アドボケイト）が、施設等に入所している子ども・若者から定期的に意見聴取等を行い、子ども・若者の希望に応じて、行政機関や施設等に対する意見表明の支援や、子ども・若者の意見・意向の伝達などを行う。【2-2)-①、3-4)-①】	6,395	施設訪問回数（回）	42	—	
311		社会福祉審議会（入所措置等専門部会）の設置	社会福祉審議会に、医師、弁護士等の専門家を委員とする「入所措置等専門部会」を設置し、児童相談所が行う施設入所措置等について、調査審議等を行う。【2-2)-①】	396	—	—	—	
312		専門職員による支援	児童相談所の児童福祉司や児童心理司等の専門職員が連携し、児童虐待を受けた子どもに対する専門的見地からの相談・援助を行う。	—	—	—	—	
313		一時保護所における学習支援	学習指導員の配置等により、一時保護された子どもに対する学習支援を行う。	29	—	—	—	
314		臨床心理士による家族支援	施設入所等により親子分離した後の子どもや保護者に対し、臨床心理士による家族再統合プログラムの作成やカウンセリング等の支援を行う。	「児童虐待防止のための取組」（582）に含む	支援件数（件）	10	3	
315		専門知識等を有する職員の配置の充実等	人口や虐待相談対応件数に応じて、必要な児童福祉司・児童心理司等の確保及び研修等による資質向上に取り組み、医師や保健師などを含めて、高い専門知識やノウハウ等を有する職員が、的確に児童虐待事案等に対応する。	—	—	—	—	
316		警察職員等や弁護士の配置	児童虐待通告への的確かつ安全な対応や警察との円滑な連携が図られるよう、警察職員等を配置するとともに、法的な問題についての助言等を受けため常駐の弁護士を配置する。	「児童虐待防止のための取組」（582）に含む	—	—	—	
317		警察等との連携の推進	困難事例への対応力の向上を図るため、警察との合同訓練を実施するとともに、児童虐待を受けたこどもの気持ちや立場に配慮する観点から、子どもへの面接を警察や検察と協同で実施する。	—	—	—	—	
318		関係機関の情報共有の強化	要保護児童対策地域協議会の実務者会議を区ごとに定期的に開催し、支援対象児童等について密接な情報共有を図る。また、実務者会議への医療機関や民生委員・児童委員等の参加など、地域との連携の更なる強化に向けた検討を進める。	—	会議開催数（回）	16	16	

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算		実 績		独自制度
				令和 7 年度		令和 6 年度	令和 5 年度	
319		学校との連携の強化	全ての学校の校内組織に位置付けられた教育相談・支援の担当教員と連携し、学校から児童虐待の端緒を把握した旨の情報提供があった場合に、適切な対応・支援を行う。	—	—	—	—	
320		他の児童相談所との情報共有の徹底	児童相談所の支援を受けている家庭が転居した際の情報の引継ぎについて、全ての事案に係る具体的な経緯や状況等を書面により移管先の児童相談所に提供するとともに、緊急性が高い場合は対面による引継ぎを行うなど、他の児童相談所との情報共有を徹底する。	—	—	—	—	

重点施策（２） 社会的養育の充実・強化

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算		実 績		独自制度
				令和 7 年度		令和 6 年度	令和 5 年度	
321		【再掲】里親委託	様々な事情で親と一緒に暮らせない子どもを家庭における養育環境と同様の環境の下で養育するため、要保護児童の養育についての理解と熱意を有している里親に委託する。【2-(1)-②】	児童養護施設等児童福祉施設入所措置に含む	新規委託児童数（人）	12	9	
322		【再掲】里親養育包括支援（フォスタリング）事業	里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援を行うとともに、養子縁組に関する相談・支援を行う。【2-(1)-②】	5,776	里親訪問回数（回）	134	172	
323		里親への委託前養育支援事業	里親委託を推進するため、里子を受託しようとする者に対し、必要な経費を支給する。	932	補助対象日数（日）	178	176	
324		養子縁組民間あっせん機関助成事業	民間の養子縁組あっせん機関が、養子縁組あっせん事業を行う際に、必要な経費を補助する。	57	あっせん機関数（施設）	1	1	
325		【再掲】小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	養育里親又は児童養護施設等の職員の経験者が、その家庭において、5人又は6人の要保護児童と一緒に養育する。【2-(1)-②】	児童養護施設等児童福祉施設入所措置に含む	—	—	—	
326		【再掲】児童自立生活援助事業	義務教育を終了後、援助の必要な子ども・若者に対し、自立援助ホーム等において、日常生活上の相談・援助、生活指導、就業支援等を行う。【2-(1)-②、2-(2)-②】	児童養護施設等児童福祉施設入所措置に含む	—	—	—	
327		【再掲】児童養護施設等児童福祉施設入所措置	保護者のいない子どもや虐待されている子ども等を児童養護施設等に入所させ、良好な家庭環境の中で、児童指導員や保育士が生活や学習等の支援を行う。【2-(1)-②】	2,027,879	—	—	—	
328		児童養護施設入所児童等の私立高等学校等進学助成	児童養護施設等に入所している子どもが、私立高校に進学する際の入学金等の一部を支給する。	82	申請件数（件）	2	2	
329		【再掲】社会福祉審議会（入所措置等専門部会）の設置	社会福祉審議会に、医師、弁護士等の専門家を委員とする「入所措置等専門部会」を設置し、児童相談所が行う施設入所措置等について、調査審議等を行う。【2-(1)-②】	396	—	—	—	
330		児童養護施設等体制強化事業	児童養護施設等において児童指導員等の負担軽減を図るため、補助者、児童指導員等を目指す者や子どもの養育に関する相談支援等を行うスーパーバイザーを雇用する施設に対し、必要な経費を補助する。	29,652	申請施設数（か所）	8	5	

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算		実 績		独自制度
				令和7年度		令和6年度	令和5年度	
331		児童養護施設等における医療機関等連携強化事業	児童養護施設等において、継続的な服薬管理や健康管理が必要なこどもの受入れを促進するため、医療機関との連絡調整、医療機関受診時の付添等を行う看護師等を雇用する施設に対し、必要な経費を補助する。	10,460	申請施設数（か所）	2	0	
332		民間児童福祉施設整備補助	児童養護施設等において、少人数の家庭的な環境等で養育されるよう、施設の小規模化等の整備に対し、必要な経費を補助する。	—	施設数（施設）	0	1	
333		ファミリーホーム開設補助	ファミリーホームの開設に当たり、建物の改修費や備品の購入費に対し、必要な経費を補助する。	—	新規開設（施設）	0	0	
334		自立援助ホーム開設補助	自立援助ホームの開設に当たり、建物の改修費や備品の購入費に対し、必要な経費を補助する。	—	新規開設（施設）	0	0	
335		【再掲】母子生活支援施設入所措置	母子家庭等の自立に向けて、母とこどもを共に母子生活支援施設に保護し、生活支援、住宅支援、教育支援、就職支援等を行う。【2-1)-②、2-7)-②】	216,328	入所世帯数（月平均）	33	35	
336		こどもが見て聞いて楽しむ三大プロ	優れた芸術やスポーツを“生”で鑑賞・観戦する機会の拡大を促進するため、本市に拠点を置く三大プロ（広島東洋カープ、サンフレッチェ広島、広島交響楽団）の試合や演奏会に、児童養護施設に入所する児童等や、ひとり親世帯の親子を招待する。【2-7)-②】	2048 （うち文化振興課：938、スポーツ振興課：1,110）	参加者数（人）	465 （うち文化振興課：162、スポーツ振興課：303）	389 （うち文化振興課：104、スポーツ振興課：285）	◎
337		【再掲】児童養護施設等における意見表明等支援事業	外部団体の意見表明等支援員（アドボケイト）が、施設等に入所しているこども・若者から定期的に意見聴取等を行い、こども・若者の希望に応じて、行政機関や施設等に対する意見表明の支援や、こども・若者の意見・意向の伝達などを行う。【2-1)-②、3-4)-①】	6,395	施設訪問回数（回）	42	—	
338		【再掲】社会的養護自立支援拠点事業	社会福祉法人等に委託した事業所において、児童養護施設から退所した若者等が交流できる場所の提供や、事業所の職員による相談・助言を実施するとともに、必要に応じて一時的な居場所の提供等を行う。【1-4)-①、1-5)-③、1-6)-②】	26,095	個別支援者数（人）	184	231	
339		【再掲】児童自立生活援助事業	義務教育を終了後、援助の必要なこども・若者に対し、自立援助ホーム等において、日常生活上の相談・援助、生活指導、就業支援等を行う。【2-1)-②、2-2)-①】	児童養護施設等児童福祉施設入所措置を含む	—	—	—	
340		身元保証人確保対策事業	児童養護施設、母子生活支援施設等への入所等をしているこども又は女性に対し、安心して大学進学や就職、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための保険料を負担する。【2-7)-②】	91	被保証人数（人）	8	3	
341		児童養護施設入所児童等自動車運転免許取得費補助	児童養護施設等に入所しているこどもが、就職の際に、自動車運転免許を取得するに当たって必要な経費を補助する。	200	交付件数（件）	1	2	

重点施策（３） 障害のあるこども・若者への支援

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算		実 績		独自制度
				令和7年度		令和6年度	令和5年度	
342		児童発達支援	児童発達支援センター等に通う障害児に対して、日常生活における基本的な動作や知識技能の習得、集団生活への適応のための支援等を行う。	「障害児通所給付費・肢体不自由児通所医療費の支給」（373）を含む	指定児童発達支援事業所数（事業所）	117	101	

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算		実 績		独自制度
				令和 7 年度		令和 6 年度	令和 5 年度	
343		居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により、児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。	「障害児通所給付費・肢体不自由児通所医療費の支給」(373)に含む	指定居宅訪問型児童発達支援事業所数(事業所)	1	1	
344		障害児入所支援(福祉型児童入所施設)	障害児入所支援に入所させ保護した障害児に対し、日常生活の指導や、知識技能の付与を図る。	120,874	指定福祉型障害児入所支援事業所数(事業所)	4	4	
345		障害児入所支援(医療型児童入所施設)	障害児入所施設又は指定医療機関に入所させ保護した障害児に対し、日常生活の指導や、独立自活に必要な知識技能の付与とともに、治療を実施する。	36,050	指定医療型障害児入所支援事業所数(事業所)	1	1	
346		心身障害児福祉施設措置費	本市が心身障害児を入所措置した場合、入所施設に対し、入所に要する費用を措置費として支払う。	242,043	措置実人数(人)	449	461	
347		重症心身障害児(者)医療型短期入所事業	医療的ケアが必要な重症心身障害児(者)を受け入れることができる短期入所を実施する。	10,284	舟入市民病院	1	1	◎
348		小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	小児慢性特定疾病児童やその保護者の相談に応じ、必要な情報の提供を行う。	3,213	相談件数(件)	668	586	
349		放課後等デイサービス	就学している障害のあるこどもに対し、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。	「障害児通所給付費・肢体不自由児通所医療費の支給」(373)に含む	指定放課後等デイサービス事業所数(事業所)	282	264	
350		【再掲】特別支援学校放課後対策・いきいき活動事業	障害児を持つ親の就労支援や、家族の一時的な休息などを目的として、放課後や長期休暇中に、特別支援学校内で児童生徒を預かり、安全な活動の場と有意義な時間を提供する。【1-4)-①】	61,515	実施学校数(校)	4	4	
351		休暇中の障害児の地域活動支援事業	障害のあるこどもが、長期休暇中に、地域のこどもとゲームやリズム遊び等によりふれあう行事を開催する。	750	開催回数(回)	4	4	
352		障害児の長期休暇支援事業	長期休暇中に、障害のあるこどもの活動の場を設ける地域の団体に対し、活動経費の一部を助成する。	—	—	—	—	
353		【再掲】障害児保育	障害のあるこどもを保育園等に受け入れ、健常なこどもの集団保育を行い、成長を促進する。また、地域子ども・子育て支援事業の「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」を実施する。【1-2)-②】	389,770	受入児童数(人)	514	519	
354		【再掲】発達支援コーディネーターの養成	発達障害児やその保護者への支援の充実を図るため、発達支援コーディネーター(保育園等における発達障害児支援のリーダー)を養成する。【1-2)-②、2-3)-③】	—	参加者数(人)	548	416	
355		保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児が集団生活に適應することができるよう、必要なノウハウ等を有することも療育センターの保育士等が保育所等を訪問し、専門的な支援を行う。	「障害児通所給付費・肢体不自由児通所医療費の支給」(373)に含む	指定保育所等訪問支援事業所数(事業所)	24	21	
356		こども療育センター等における療育の実施	こども療育センターの外来診療部門において、障害児(発達障害児を含む。)の診療・外来療育や、家族等への支援を実施するとともに、各センターに設置している児童発達支援センターにおいて療育を実施する。	2,252,715	こども療育センター診療件数(件)	45,580	42,772	○

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算		実 績		独自 制度
				令和7年度		令和6年度	令和5年度	
357		こども療育センターの医師等専門スタッフの充実	こども療育センターの受診を希望するこどもが速やかな診断と適切なフォローが受けられるよう、医師、心理療法師等の専門スタッフの充実を図る。【2-(3)-③】	「こども療育センター等における療育の実施」(356)に含む。	増員人数(人)	18	5	○
358		こども療育センターにおける療育・支援体制の充実	こども療育センターにおいて「発達障害児対応クラス」を設置し、円滑な日常生活が送れるよう、こどもとその保護者への支援を行う。【2-(3)-③】	「こども療育センター等における療育の実施」(356)に含む。	登録人数(人)	246	123	○
359		こども療育センターの施設整備	こども療育センターにおいて、通園できる児童を増やすためのバスの更新等とともに、施設の長寿命化を図るための改修等を行う。	35,000	更新した通園バス(台)	2	-	
360		障害者総合支援法に基づく協議会等を通じた相談支援事業の充実	障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言、援助等を実施するとともに、地域の障害福祉に関するシステムづくりの中核的役割を担う協議会等において、相談事例の集積・共有を行い、相談支援事業所など事業者間の連携強化を促進する。	「障害者相談支援事業」(361)に含む	障害者基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業所数	16	16	
361		障害者相談支援事業	障害のある方や家族が地域で安心して暮らせるよう、障害に関する中核機関として、本市が委託した社会福祉法人や医療法人等が運営する障害者相談支援事業所において、生活上や療養上の相談に応じる。	207,208	障害者基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業所数	16	16	
362		障害児等療育支援事業	訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導、保育園等の職員の指導、施設等に対する支援を実施する。	1,318	実施人数	316	510	
363		【再掲】精神保健福祉相談	各区保健センターにおいて、精神保健福祉相談員が様々な心の悩みやストレスに関する相談に応じるとともに、精神科医師による面接相談を行う。また、精神保健福祉センターにおいて、相談員が電話相談や面接相談に応じるほか、精神科医師によるひきこもり相談やアルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症相談を行う。【1-(6)-②】	3,050	【精保課】 各区保健センターにおいて精神科医師による心の相談を月1～2回実施。精神保健福祉相談員による来所、訪問、電話相談を随時実施した。	【精保課】 精神科医師による心の相談 79回 112名(延人数) 精神保健福祉相談員による相談 9,113名(延人数)	【精保課】 精神科医師による心の相談 89回 128名(延人数) 精神保健福祉相談員による相談 8,405名(延人数)	◎
364		各種相談員による相談支援	身体障害者相談員、知的障害者相談員、ろうあ者専門相談員、手話相談員、精神保健福祉相談員等が、本人や家族等からの相談に応じ、必要な指導・援助を実施する。	42,889	精神保健福祉相談員が、面接や電話相談を実施した。 (障害福祉課) 相談件数(件) ①身体障害者相談員 ②知的障害者相談員 ③ろうあ者専門相談員 ④手話相談員	①139 ②92 ③21 ④15,926	①100 ②89 ③31 ④14679	
365		精神障害者等の家庭への訪問支援	精神障害者等の家庭などを訪問し、日常生活の過ごし方や社会復帰についての相談を行う。	—	精神保健福祉相談員が、対象者宅を訪問し、相談支援を実施した。	訪問延 924件	訪問延 874件	
366		重症心身障害児(者)相談支援事業	生活上の困難さが著しい重症心身障害児(者)本人やその保護者を支援するため、専門職員による相談支援事業を実施するとともに、重症心身障害児(者)の保護者を相談員としてピアカウンセリングを実施する。	21,155	重症心身障害児者相談支援センター数	1	1	
367		障害児相談支援	利用する障害児通所支援の種類や内容等を定めた計画(障害児支援利用計画)を作成し、関係者との連絡調整等を実施する。	148,862	指定障害児相談支援事業所数 (事業所)	70	66	

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算		実 績		独自制度
				令和7年度		令和6年度	令和5年度	
368		各種手当の支給	特別児童扶養手当、障害児福祉手当等を国等の制度に基づき適切に支給する。また、実態や対象者の生活状況等を踏まえ、増額や制限の緩和などについて、機会を捉えて国等に対して要望等を実施する。	205,273	延べ受給者数（人） ①特別児童扶養手当 ②障害児福祉手当 ③重度心身障害者介護手当	①12,672 ②35,251 ③3,041	①3,380 ②1,041 ③263	
369		【再掲】重度心身障害者医療費補助	重度心身障害者（児）に対し、医療費の保険診療分の自己負担相当額を補助する。【1-(7)-②】	3,617,749	受給者数（人）	21,251	21,195	○
370		【再掲】小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性特定疾病のうち、その治療が長期に渡る特定疾病について、患者家庭の医療費の負担を軽減する。【1-(7)-②】	471,144	承認者数（人）	1,607	1,574	
371		【再掲】小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活用具の給付を行う。【1-(7)-②】	762	給付件数（件）	15	9	
372		【再掲】小児慢性特定疾病交通費助成事業	小児慢性特定疾病児童が広島県外の医療機関を受診するための交通費を助成する。【1-(7)-②】	1,531	助成件数（件）	120	139	○
373		障害児通所給付費・肢体不自由児通所医療費の支給	通所給付の決定を受けた障害児が、通所支援サービスを受けたときは、障害児通所給付費を施設に支払う。また、医療型の児童発達支援のうち治療に係るものを受けたときは、肢体不自由児通所医療費を支払う。	10,047,945	利用実人数（人）	141,789	114,808	
374		難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度の難聴児に対し、補聴器等の購入や、イヤーマールドの交換、補聴器の修理に係る経費の一部を助成する。	4,033	片耳当たり支給件数（件）	121	117	◎
375		短期入所	障害児を介護している保護者が、疾病・出産・冠婚葬祭等で家庭での介護が一時的に困難となった場合に、障害児を施設において一時的に預かり、必要な支援を行う。	956,276	指定短期入所事業所数（事業所）	88	81	
376		日中一時支援事業	介護者の一時的な休息等を目的として、障害者と障害児を対象に、指定短期入所事業所等で一時預かりを実施する。	37,215	指定障害福祉サービス事業所数（事業所）	26	28	
377		医療的ケア児在宅レスパイト事業	在宅の医療的ケア児の家族の負担を軽減するため、保護者に代わって医療的ケアを行う看護師を派遣する。	4,070	事業委託料額	1,300	400	
378		児童居宅介護	日常生活を営むのに支障があるこどもの家庭にホームヘルパーが訪問し、家事、介護、相談、助言等の日常生活の支援を行う。	3,053,352	利用実人数（人） （予算・実績は児童以外も含めた居宅介護全体の値）	29,277	27,850	
379		【再掲】医療的ケア児の通学支援	医療的ケアが必要な児童生徒が保護者の付添いがなくとも通学できるよう、通学に必要な介護タクシーの手配や、保護者の代わりに同乗する看護師の派遣に要する経費を支援する。【1-(3)-②】	17,504	実施件数（件）	8	—	○
380		移動支援事業	地域での自立した生活や社会参加の促進を目的として、単独では外出困難な障害者（児）が、社会生活上において必要な外出や余暇活動等のために外出をする際に、ヘルパーを派遣することにより、外出時に必要となる移動の介助や、外出に伴って必要となる身の回りの介護を行う。	1,098,909	指定障害福祉サービス事業所数（事業所）	254	254	
381		要観察児及び保護者への支援	1歳6か月児健診の受診者のうち、発達に課題があると思われる親子に対し、遊びを通じて具体的な関わり方を指導するとともに、保護者の気づきを促すための親子教室を開催する。また、乳幼児期のこどもの成長・発達についてのリーフレットを市内の小児科等へ配布する。	1,904	親子教室参加人数（人）	343	377	
382		乳幼児健診従事者、小児科医等への研修の実施	乳幼児健診等に従事する保健師や保育士等を対象に、援助技術の習得等実践的な研修を行うとともに、小児科医等を対象に、発達障害に関する理解を深めるための研修を実施する。	121	延べ参加者数（人）	113	241	

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算		実 績		独自制度
				令和7年度		令和6年度	令和5年度	
383		【再掲】5歳児発達相談	就学後の適切な支援に結び付けるため、各区の保健センターにおいて、こどもの発達や行動について不安を抱えている5歳児の保護者を対象に、心理相談員等による個別相談を行う。【1-1)-③】	5,405	相談件数（件）	267	278	
384		【再掲】こども療育センターの医師等専門スタッフの充実	こども療育センターの受診を希望するこどもが速やかな診断と適切なフォローが受けられるよう、医師、心理療法師等の専門スタッフの充実を図る。【2-3)-①】	「こども療育センター等における療育の実施」(356)に含む。	増員人数（人）	18	5	○
385		【再掲】こども療育センターにおける療育・支援体制の充実	こども療育センターにおいて「発達障害児対応クラス」を設置し、円滑な日常生活が送れるよう、こどもとその保護者への支援を行う。【2-3)-①】	「こども療育センター等における療育の実施」(356)に含む。	登録人数（人）	246	123	○
386		ソーシャルスキルトレーニング研修の実施	障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、ソーシャルスキルトレーニングに必要な対人支援の知識や技術を学ぶ研修を実施する。	99	参加者数（人）	47	50	○
387		地域における療育の充実に向けた専門研修の実施	障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、地域における支援の質の向上を図るため、発達障害の特性やそれに対する指導・訓練方法等の専門研修を実施する。	387	参加者数（人）	45	35	◎
388		I C T機器を活用した療育等に関する研修の実施	こども療育センターや障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、発達障害児の成長過程におけるICT機器を活用した学習・コミュニケーションの有効性や使用方法等に関する研修を実施する。	41	参加者数（人）	23	42	◎
389		ペアレント・プログラムの実施	子育てに難しさを感じる保護者と地域の支援者を対象に、保護者がこどもの行動を肯定的に捉えられるよう客観的な理解の仕方を学ぶグループ・プログラムを、支援者の養成を兼ねて実施する。	167	参加者数（人）保護者支援者	9 42	—	○
390		ペアレントトレーニング研修の実施	発達障害児の保護者を対象に、こどもの行動が改善するよう行動の特性理解や具体的な対応方法を学ぶ研修を実施する。	221	参加者数（人）	112	83	○
391		I C T機器（タブレット型P C）活用講座の実施	発達障害児が家庭等でタブレット型P C等のコミュニケーション・学習支援ツールなどを活用できるよう、保護者が導入方法や活用方法などを学ぶための講座を実施する。	65	参加者数（人）	27	21	○
392		発達障害児基礎研修会等の実施	保育園等の職員が発達障害について正しい認識を持ち、発達障害児への気付きや関わり方などを系統立てて学ぶための研修を実施する。	—	参加者数(人)	1,575	1,371	
393		【再掲】発達支援コーディネーターの養成	発達障害児やその保護者への支援の充実を図るため、発達支援コーディネーター（保育園等における発達障害児支援のリーダー）を養成する。【1-2)-②、2-3)-①】	—	参加者数(人)	548	416	
394		整理収納講座の実施	発達障害児等が円滑な日常生活や社会生活を送れるよう、発達障害児等やその保護者を対象に、障害特性を踏まえた整理収納方法を学ぶ講座を実施する。	50	参加者数（人）	51	45	○
395		発達障害者生活自立訓練の実施	発達障害児等の一人暮らしや親亡き後の自立に向けて、生活能力の向上のために必要となる知識・技術等を養う訓練を実施する。	415	参加者数（人）	2	—	○
396		災害時等における発達障害児等への支援の促進	災害時に適切な支援が受けられるよう、身近な支援者である民生委員等に対して障害の特性等を周知するとともに、主だった避難所等へコミュニケーション支援ボード（災害編）の設置を行う。	—	事業内容に同じ。	—	—	

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算		実 績		独自 制度
				令和 7 年度		令和 6 年度	令和 5 年度	
397		関係機関等の連携による就労支援の充実	発達障害者支援センターにおいて、就労を希望する発達障害児等の相談に応じるとともに、本人の希望や状態に合った就労専門機関を選定し、事前調整を行うなどの支援を行う。また、発達障害児等を対象として広島障害者職業センターが主催する就労支援プログラムの講習会に講師を派遣する。	45,078	相談件数【就労支援】 (件)	9	6	○
398		発達障害者相談支援従事者研修の実施	相談支援事業所や行政機関等の職員を対象に、身近な地域で発達障害児等の支援ニーズに合わせたきめ細かな支援が行えるよう、発達障害の視点を踏まえたアセスメントやそれに対する支援方法を学ぶ研修を実施する。	79	参加者数 (人)	68	24	○
399		発達障害者家族の集いの開催	発達障害児の家族を対象に、障害の早期受容と支援制度等の周知を図るため、同じ悩みを抱える家族同士が気軽に情報交換できる場を提供する。	212	参加者数 (人)	88	107	○
400		発達障害者思春期・青年期相談援助講座の実施	身近な家族とのコミュニケーションが難しくなる思春期・青年期の発達障害児等の家族や支援者を対象に、心の理解や日常的な相談援助の方法等に関する講座を開催する。	74	参加人数 (人)	75	71	○
401		ペアレントメンター制度の実施	発達障害児の将来や子育てについて不安を抱えている保護者に対し、発達障害児の子育て経験のある保護者が、その経験を活かし、相談や助言を行う。	40	参加者数 (人)	4	3	○
402		発達障害者オープン相談の場の運営	15歳以上の発達障害児等を対象に、悩みや不安に関する相談を受け、助言等を行うとともに、レクリエーション活動を通して他者との交流を深め、社会参加のきっかけづくりを図る場を提供する。	1,132	開催回数 (回)	60	56	○
403		継続した支援を行うためのツールの活用	発達障害児等のプロフィール、保育園等、学校、医療機関における支援内容等を保護者が書きつづるための「サポートファイル」を配布するとともに、活用方法等についての説明会を開催する。	636	配布部数 (部) 参加者数 (人)	253 97	287 134	○
404		発達障害者支援センターの地域支援機能の強化	発達障害児等が可能な限り身近な場所で必要な支援が受けられるよう、地域の関係機関等との協力関係の強化に向けて、発達障害者支援センターに発達障害者地域支援マネジャーを配置する。	「関係機関等の連携による就労支援の充実」(397)に含む。	相談件数【発達支援】 (件)	1,549	1,719	○
405		啓発イベントの実施	市民を対象に、発達障害の特性、身近な地域での支援の重要性、発達障害児等との関わり方等についての理解を促進するため、関係機関との連携の下、専門家による講演会を開催する。	1,061	参加人数 (人)	1,199	1,389	○
406		情報提供の充実	発達障害児等やその家族、支援に関わる人などが支援施策等の情報を入手しやすくなるよう、市ホームページ「発達障害支援ネットひろしま」への掲載や障害福祉サービス事業者等へのチラシ配布、SNSの効果的な活用などによる広報を行う。	—	事業内容に同じ。	—	—	
407		【再掲】特別支援教育の充実	特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき、適切な指導及び必要な支援の充実を図る。また、全ての幼児児童生徒が、障害の有無やその他個々の違いを認識しつつ生き生きと活躍できるよう、インクルーシブ教育を推進する。さらに、専門家チームによる巡回相談指導の実施や学習サポーター・特別支援教育アシスタントの配置など、指導体制の充実を図るとともに、適切かつ効果的な指導が行えるよう、ICTの利活用を推進する。【1-(3)-②③】	544,265	①インクルーシブ教育システム構築指定校数(校) ②専門家チーム委員による巡回相談指導(回数) ③学習サポーター・特別支援教育アシスタント配置人役数(人役)	①15(小9・中6) ②168 ③666	①16(小9・中7) ②174 ③665	○

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算		実 績		独自制度
				令和7年度		令和6年度	令和5年度	
408		【再掲】広島特別支援学校における教育の充実	将来の自立や社会参加に必要な知識や技能等を身に付けさせるため、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき知的障害の特徴及び特性等を踏まえた適切な指導及び必要な支援の充実を図る。特に、高等部においては、3年間を通して、卒業後の社会的・職業的な自立に資するため、職場見学や職場実習などの職業教育の充実を図る。【1-(3)-②】	2,280	職場見学・職場実習の実施回数（回）	見学9 見学293	見学14 実習252	◎
409		特別支援学校における相談支援体制の充実	「特別支援学校サポートセンター」が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に在籍する障害のある子どもやその保護者、教員からの教育相談に対し、特別支援学校の専門性等を活かして必要な助言・援助等を行う。	—	—	—	—	
410		特別支援学校児童生徒の地域活動推進事業	特別支援学校に在籍する児童生徒の地域における交流の促進や自立、社会参加に必要な知識を学ぶ機会を提供するため、児童生徒や家族、地域住民、ボランティア等で構成するグループが行う余暇・文化活動、自然体験等の事業に対し、経費の一部を助成する。	1,890	①参加団体数 ②参加人数	①14 ②57	①15 ②60	◎
411		【再掲】青少年総合相談センターの運営	子ども・若者が抱える問題の総合相談機関として、子ども・若者の心理や行動の問題等について、専門の相談員等が相談に応じる。また、子ども一人一人の障害の状態や様々な教育的ニーズにあった就学・教育相談を行う。【1-(4)-①、2-(4)-①②、2-(5)-②】	15,207	相談件数（件）	11,329	13,191	
412		私立幼稚園特別支援教育研究事業	広島市私立幼稚園協会が実施する特別支援教育に関する研究事業に対し、経費の一部を助成することにより、特別支援教育に対する理解の向上、教育条件の整備、障害のある就学前児童の就園機会の拡大を図る。	455	施設数(施設)	1	1	◎
413		知的障害児(者)の就労前職場体験事業補助	本市の公共施設等での職場体験実習や、事前の研修会等を実施する事業に対し、経費の一部を助成する。	350	実習生数	38	38	◎
414		特別支援学校高等部の職業教育の充実	特別支援学校高等部における職業教育を充実させるため、作業学習の指導方法等の工夫・改善や、職業実習の機会の充実に努めるとともに、職業コースにおいて、より専門的な技能の向上等を図る。	—	ジョブサポートティーチャーの配置（人数）	2	2	◎
415		障害者差別解消に向けた研修・啓発等の取組	障害を理由とする差別の解消に向けて、本市職員等への研修の実施や、市政出前講座の実施、シンポジウムの開催等での啓発を実施する。	2,883	開催回数（回）	13	8	
416		障害者差別解消に向けた相談体制の充実	障害者差別解消に向けた他の相談窓口との連携強化等による相談体制の充実を図る。	2,012	弁護士相談件数（件）	0	0	
417		広島市障害者差別解消推進条例等に基づく相談や紛争解決等のための取組	広島市障害者差別解消推進条例等に基づき、本市相談窓口での相談を受け付けるとともに、広島市障害者差別解消調整審議会を運営する。	497	開催回数（回）	0	1	
418		「みんなのお店ひろしま」宣言事業	障害者が安心してサービスを利用できるよう、積極的に環境整備等に取り組むことを宣言する事業者を「みんなのお店ひろしま」として本市ホームページで公表し、広く周知するとともに、その取組を応援することにより、事業者や市民への障害者差別解消に向けた気運の醸成を図る。	29	【宣言店数（累計）】 令和5年度末時点 令和6年度末時点	214	176	◎
419		ヘルプマークの普及促進	広島県、障害者団体等と連携し、ヘルプマークの普及や市民への周知を実施する。	—	—	—	—	
420		高次機能障害・難病についての啓発	本市の広報紙やホームページ等を活用し、幅広く情報発信することにより、高次脳機能障害・難病の啓発を行う。	【精神保健福祉課】 824 695824	毎月当事者・家族・関係者向けの相談会を開催するとともに、支援者を対象とした講演会を開催した。	高次脳機能障害相談会（月1回） 生活相談39名、個別相談41件 高次脳機能障害講演会2回実施	高次脳機能障害相談会（月1回） 生活相談68名、個別相談27件 高次脳機能障害講演会1回実施	○

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算		実 績		独自制度
				令和7年度		令和6年度	令和5年度	
421		精神障害についての理解の促進	市民を対象とした精神障害に対する理解を深めるための講演会や、精神障害者支援施設等の職員を対象に精神障害者の支援に関する知識を深めるための研修等を実施する。	2,097	開催回数（回）	33	29	
422		フラワーフェスティバル「ふれあいの広場」の設置・運営	「ひろしまフラワーフェスティバル」において、ステージ発表や、福祉サービス事業所等の製品の展示・販売等を通じて、障害児(者)と市民との交流を促進する。	8,258	開催回数（回）	1	1	
423		障害児子どもまつり開催事業補助	「障害児子どもまつり」において、ステージ発表やあそびの広場等での障害児と市民との交流を促進する行事を実施する事業に対し、経費の一部を助成する。	162	開催回数（回）	1	1	
424		福祉サービス事業所等と地域住民との交流の促進	福祉サービス事業所等と地域住民との交流会や事業所等の行事を通じて、障害児(者)と地域との交流を促進する。	259,291	事業費補助額	260,658	272,476	

重点施策（４） いじめ・不登校等対策の推進

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算		実 績		独自制度
				令和7年度		令和6年度	令和5年度	
425		【再掲】道徳教育の推進	ボランティア経験者や助産師を講師（心の先生）として招へいして講話・交流会を行う「心の参観日」や、ボランティア活動などで社会や地域に貢献した生徒や生徒会などを表彰する「広島グッドチャレンジ賞」を実施する。また、道徳教育に係る推進校を指定し、指導方法などの実践研究を行い、児童生徒の豊かな心を育む道徳教育を推進する。【1-(3)-①】	1,798	「みんなで語ろう！心の参観日」実施校数（校）	204	200	
426		MLB教育（SOSの出し方に関する教育）の実施	悩みや困難に直面した際、一人で抱え込むことなく、SOSを出すことができるこどもの育成を目指して、全ての市立小・中・高等学校等において、スクールカウンセラーと連携した授業を実施する。【2-(4)-②、2-(5)-②】		実施校数（校）	211	204	○
427		【再掲】生徒指導体制の強化・充実	いじめや不登校の早期発見・早期対応等を行うため、全ての小・中・高等学校等に生徒指導主事を配置するとともに、「教育相談・支援主任」を校内組織に位置付けて、生徒指導体制の充実・強化を図る。また、管理職や生徒指導主事等を対象として、いじめを未然に防止し、早期発見・早期対応するための力量の向上を目的とした研修を実施する。【1-(3)-①②③、2-(4)-②】	397,494	校内に教育相談・支援主任を位置付けている学校数（校）	212	212	
428		【再掲】「広島市いじめ問題対策連絡協議会」の開催	いじめ防止等に関する機関や団体の連携を強化するため、「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を開催する。【1-(3)-①】	176	実施回数（回）	3	3	
429		【再掲】「広島市いじめ防止対策推進審議会」の開催	本市の基本指針に基づくいじめの防止等のための対策に関する重要な事項を調査審議するため、「広島市いじめ防止対策推進審議会」を開催する。【1-(3)-①】	2,882	実施回数（回）	2	2	
430		【再掲】青少年総合相談センターの運営	こども・若者が抱える問題の総合相談機関として、こども・若者の心理や行動の問題等について、専門の相談員等が相談に応じる。また、こども一人一人の障害の状態や様々な教育的ニーズにあった就学・教育相談を行う。【1-(6)-①、2-(3)-④、2-(4)-②、2-(5)-②】	15,207	相談件数（件）	11,329	13,191	

No.	新規・拡 充等別	名 称	内 容	予 算		実 績		独自 制度
				令和 7 年度		令和 6 年度	令和 5 年度	
431		【再掲】ネットパトロールの実施	インターネット上のこども・若者に関する誹謗・中傷等を早期に発見し、被害を未然に防ぐため、職員によるパトロールと併せ、専門業者によるパトロールを実施し、内容に応じて学校等へ情報提供を行うほか、事件性のあるものは県警察に通報する。【1-(5)-②】	2,141	問題発見件数（件）	529	570	
432		【再掲】ひろしまチャイルドライン（こども電話相談）運営に対する助成	NPO法人「ひろしまチャイルドライン子どもステーション」が実施する電話相談のフリーダイヤル電話料金等の一部を助成する。【1-(6)-②】	300	助成額（千円）	300	300	
433		【再掲】ふれあい活動推進事業	中学校区を単位として、教職員、PTA、地域団体の代表者等からなる「ふれあい活動推進協議会」を設置し、家庭・学校・地域の情報交換及び啓発・体験活動等を行う。【1-(3)-③】	8,495	設置地域（中学校区）	62	62	
434		いじめ・不登校等予防的生徒指導推進事業	いじめ、不登校、暴力行為等、生徒指導上の課題を解決するため、「子どもの人間関係づくり推進プログラム」や「いじめ・不登校等への早期支援プログラム」を実施する。また、全ての小・中学校において、児童生徒が主体的に取り組むいじめ防止に向けた活動や仲間づくりの推進を図る。【2-(4)-②】	1,361	実施校数（校）	203	203	○
435		【再掲】MLB教育（SOSの出し方に関する教育）の実施	悩みや困難に直面した際、一人で抱え込むことなく、SOSを出すことができるこどもの育成を目指して、全ての市立小・中・高等学校等において、スクールカウンセラーと連携した授業を実施する。【2-(4)-①、2-(5)-②】	スクールカウンセラー事業に含める	実施校数（校）	211	204	○
436		【再掲】生徒指導体制の強化・充実	いじめや不登校の早期発見・早期対応等を行うため、全ての小・中・高等学校等に生徒指導主事を配置するとともに、「教育相談・支援主任」を校内組織に位置付けて、生徒指導体制の充実・強化を図る。また、管理職や生徒指導主事等を対象として、いじめを未然に防止し、早期発見・早期対応するための力量の向上を目的とした研修を実施する。【1-(3)-①②③、2-(4)-①】	397,494	校内に教育相談・支援主任を位置付けている学校数（校）	212	212	
437		【再掲】ふれあいひろばの運営	全ての市立小・中学校に設置している「ふれあいひろば」において、登校はできるが教室に入ることが難しい児童生徒に対し、ふれあいひろば推進員と教員が連携して相談活動や学習支援を行う。【1-(3)-②、1-(4)-①】	113,587	支援人数（人）	2,341	2,257	○
438	拡充	【再掲】ふれあい教室（教育支援センター）の運営	市内に設置している「ふれあい教室」において、指導員等が学校と連携しながら、学校に行くことができない児童生徒に対して、相談活動や学習指導を行う。【1-(3)-②、1-(4)-①】	74,617	通室人数（人）	236	284	○
439		舟入市民病院小児心療科外来での医療的支援	医療面から心の健全な発達を支援するため、摂食障害や不登校など思春期の心の問題を抱えた小・中学生を対象に、外来診療を行う。	121,313	診察人数（人）	3,615	3,133	
440		心理面に課題のあるこどもに対する入所・通所治療	家庭環境や交友関係等により社会生活への適応が困難となったこどもに対し、愛育園（児童心理治療施設）において、心理治療や生活指導を行う。	252,587	入所・通所者数（人）	41	38	○
441		家族療法事業	不登校、ひきこもりの状態にあるこどもやその家族を支援するため、愛育園（児童心理治療施設）において、カウンセリングや親子での話し合いの場の設定などを通じて、心理治療や家族機能の回復等を図る。	20,968	実施数（件）	836	834	○
442		【再掲】青少年総合相談センターの運営	こども・若者が抱える問題の総合相談機関として、こども・若者の心理や行動の問題等について、専門の相談員等が相談に応じる。また、こども一人一人の障害の形態や様々な教育的ニーズにあった就学・教育相談を行う。【1-(6)-①、2-(3)-④、2-(4)-①、2-(5)-②】	15,207	相談件数（件）	11,329	13,191	

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算	実 績			独自 制度
				令和7年度		令和6年度	令和5年度	
443		【再掲】いじめ・不登校等予防的生徒指導推進事業	いじめ、不登校、暴力行為等、生徒指導上の課題を解決するため、「子どもの人間関係づくり推進プログラム」や「いじめ・不登校等への早期支援プログラム」を実施する。また、全ての小・中学校において、児童生徒が主体的に取り組むいじめ防止に向けた活動や仲間づくりの推進を図る。【2-(4)-①】	1,361	実施校数（校）	203	203	○
444		ひきこもりがちな青少年への支援事業	ひきこもりがちなこども・若者の自立を促進するため、NPO法人への委託により、就労体験やボランティア体験などの社会体験活動への参加を支援する。	856	活動参加回数（回）	147	159	
445		【再掲】広島ひきこもり相談支援センターの運営	ひきこもり状態にある若者の社会参加や自立を促すことを目的として、本人やその家族等を対象に電話や来所、訪問などによる相談支援を実施する。【1-(4)-①、1-(6)-②】	12,126	ひきこもり状態にある本人や家族等へ電話、来所、訪問等による相談支援を行った。	相談支援延 4033 件	相談支援延 4246件	
446		「ひきこもり」状態のこどもへの支援の検討	「ひきこもり」状態にあるこどもの実態把握に努める。また、関係機関による事例検討会を開催し、支援の方策を検討するとともに、学校における支援の取組に活かす。	—	検討会の実施回数（回）	2	2	
447		【再掲】ゲートキーパーの養成	相談機関の職員や医療機関を対象に、うつ病や自殺(自死)に関する基本的な知識や対応方法を習得するための研修会を実施し、ゲートキーパー（自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができる人）を養成する。【1-(6)-②】	515	開催回数（参加延人数）	5回（186人）	5回（144人）	
448		広島市自殺(自死)対策推進センターの運営	自殺(自死)に関連した電話相談に応じ、悩みに応じた相談機関の情報提供を行うなど適切な援助を行う。	8,218	自殺対策専門相談員が電話相談に応じ、悩みに応じた相談機関の情報提供を行うなど、適切な援助を行った。	電話相談延999件	電話相談延1077件	
449		【再掲】インターネットを活用した相談支援事業	いち早く自殺のサインを捉えて自殺の未然防止を図るため、「自殺の手段」や「死にたい」などの言葉をウェブ検索したこども・若者等に対し、精神保健福祉士等がメールによる相談対応や支援機関の紹介等を行う。【1-(6)-②】	13,214	自殺(自死)に関する言葉(死にたい等)をインターネット上で検索した方を対象に、メールフォームにより精神保健福祉士・臨床心理士等とメール相談が可能な相談サイトにつながる広告を表示した。	広告表示235,184回 クリック数19,895回 相談者総数214名 相談者のポジティブな変化率 39.9%	広告表示182,594回 クリック数15,826回 相談者総数211名 相談者のポジティブな変化率 38.4%	
450		【再掲】いのちの電話相談事業に対する補助	電話相談員の資質の維持・向上を図るため、広島いのちの電話が行っている電話相談に係る研修事業等に対して補助を行う。【1-(6)-②】	1,450	（社福）広島いのちの電話は、自殺防止を主たる目的とした社会福祉法人であり、昭和63年の開設以来、24時間体制で電話相談に対応するなど、その取組及びボランティアの献身的な活動は、社会的にも大きな役割を果たしている。同法人が行っている電話相談員への研修事業等に対し補助金を交付し、相談業務の更なる充実を図った。	10グループ、約81人の相談員に対し、事例研修及び特別研修（勉強会）を計画し、月1回年間11回実施。12回の座学を中心に、グループワーク、ロールプレイング、電話相談実習等を集中して研鑽した。	10グループ、約110人の相談員に対し、事例研修及び特別研修（勉強会）を計画し、月1回年間11回実施。12回の座学を中心に、グループワーク、ロールプレイング、電話相談実習等を集中して研鑽した。	

重点施策（５） ヤングケアラー等への支援

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算		実 績		独自制度
				令和 7 年度		令和 6 年度	令和 5 年度	
451	新規	市民向け広報の実施	周囲の大人等がヤングケアラーについての理解を深め、こども・若者が担っている家事や家族のケアの負担に気づき、支援につなげることができるよう、本市ホームページや広報紙「ひろしま市民と市政」への掲載、ポスターの掲示等による広報・啓発を実施する。	852	—	ホームページの作成 市民と市政への掲載	—	
452	新規	こども・若者への広報の実施	ヤングケアラー当事者の気づきを促し、相談につなげるため、市内の小・中・高等学校、大学等に相談窓口等を記載したチラシを配布する。	「市民向け広報の実施」に含む	—	—	—	
453		市立学校におけるアンケート調査の実施	ヤングケアラー当事者に気づきを与えるとともに、その兆候を把握するため、市立学校における小学 5 年生から高校生までを対象にアンケート調査を実施し、支援が必要と判断した児童生徒に対しては、学校とスクールソーシャルワーカーが連携し、こども家庭センターや児童相談所につなぐなどの支援を行う。	—	実施校数（校）	210	210	
454		相談窓口等での把握	こども家庭センターや児童相談所が子育て家庭からの相談に応じる際に、アセスメントシートを活用して家庭内での家事等の分担を聴取し、ヤングケアラーの把握に努める。また、様々な関係機関に対し、ヤングケアラーを把握した場合のつなぎ先であるこども家庭センターの相談窓口を周知する。	—	こども家庭センターで把握したヤングケアラーの数	101	22	
455		【再掲】こども家庭センターの運営	育児やこどもの成長・発達の問題などで困ったり悩んだりしている保護者等に対し、家庭相談員や保健師等が相談に応じ、助言等を行うとともに、必要に応じて、家庭訪問等のアウトリーチでの支援を実施する。また、軽微な虐待ケースの対応等を行う。【1-(6)-①、2-(1)-①、2-(6)-②、3-(1)-②】	761	児童相談受付件数（件）	4,214	3921 3924	
456	新規	【再掲】地域子育て相談機関の設置	子育て家庭等の生活状況の把握や不安感・孤立感の解消等の機会を増やすため、地域の身近な場所である公募型の常設オープンスペースなどにおいて、相談に応じるとともに必要な支援情報の提供や助言などを行う。また、困難を抱えている子育て家庭等を把握した場合は、各区のこども家庭センターと連携し、必要な支援につなげていく。【1-(6)-①、2-(1)-①、2-(6)-②、3-(1)-②】	5,315	—	—	—	
457		【再掲】青少年総合相談センターの運営	こども・若者が抱える問題の総合相談機関として、こども・若者の心理や行動の問題等について、専門の相談員等が相談に応じる。また、こども一人一人の障害の状態や様々な教育的ニーズにあった就学・教育相談を行う。【1-(6)-①、2-(3)-④、2-(4)-①②】	15,207	相談件数（件）	11,329	13,191	
458		【再掲】児童家庭支援センターの運営に対する支援	こども家庭センターや児童相談所の補完的機能として、子育てや学校での困りごと、悩みなどを抱える家庭への相談・支援や、見守りを必要とする家庭へのアウトリーチ支援などを行う社会福祉法人等に対して、必要な経費を補助する。【1-(6)-①、2-(1)-①】	32,919	相談件数（件）	6,070	6,397	
459		【再掲】児童相談所における相談支援	児童福祉司や児童心理司が、養護、発達、虐待、障害、非行、子育ての悩みなど、こどもに関する様々な相談に対応する。【2-(1)-①】	—	相談受付件数（件）	6,843	6,284	
460		【再掲】親子のための相談 L I N E	S N S を活用した「親子のための相談 L I N E」により、こどもに関する様々な相談に対応する。【2-(1)-①】	5,300	相談受付件数（件）	357	73	

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算		実 績		独自制度
				令和7年度		令和6年度	令和5年度	
461		外国人市民の総合相談窓口事業	市内や周辺市町に居住する外国人や、外国人の受入機関等のため、広島国際会議場内に「広島市・安芸郡外国人相談窓口」を設置し、多言語による窓口や電話での相談対応、生活関連情報の収集・翻訳・提供、行政機関や学校等への同行通訳、区役所等での出張相談を行う。【2-(8)-②】	28,887	相談窓口の利用件数（件）	981	1,288	○
462	新規	相談窓口職員や教職員等への研修	こども家庭センターの職員や教職員等を対象に、ヤングケアラー経験者等を講師としたヤングケアラーの実情への理解を深めるための研修を実施する。	93	—	研修を2度実施。43人（アンケート回答数）が参加	—	
463	新規	ピアサポート等相談支援の実施	社会福祉法人等に委託し、ヤングケアラーの支援について知見を有する相談員を配置したヤングケアラー専用の相談窓口を設置するとともに、必要に応じて、家庭訪問等のアウトリーチでの支援を実施する。	7,000	—	—	—	
464	新規	当事者の会の開催	ヤングケアラー同士が気軽に集い、悩みや経験などを共有しながら、アドバイスを求めることができるよう、「当事者の会」を定期的に開催する。	53	—	—	—	
465		【再掲】MLB教育（SOSの出し方に関する教育）の実施	悩みや困難に直面した際、一人で抱え込むことなく、SOSを出すことができるこどもの育成を目指して、全ての市立小・中・高等学校等において、スクールカウンセラーと連携した授業を実施する。【2-(4)-①②】	スクールカウンセラー事業に含める	実施校数（校）	211	204	○
466	拡充	学校内での相談支援体制の強化	スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーを配置して、児童生徒からの相談に応じるとともに、こども家庭センターなどと連携して必要な支援につなげる。	381,325（SSW, SC事業）	SSWケース数（件） SC相談件数（件）	1,037 37,803	942 37,698	○
467		【再掲】子育て世帯訪問支援事業	支援を要する家庭に対し、訪問支援員を派遣することにより、家事や育児等の援助を行う。【2-(1)-①、2-(6)-②】	548	訪問延回数（回）	107	97	
468		【再掲】関係機関の情報共有	複合的な課題を抱えている家庭の情報を共有し、確実に支援を実施するため、こども家庭センター、児童相談所、福祉事務所、児童家庭支援センター、学校等が個別ケース検討会議を開催する。【1-(6)-①、2-(6)-②】	—	個別ケース検討会議開催回数（回）	355	389	
469		相談支援包括化推進員の配置	高齢、障害、こども、生活困窮など様々な分野の課題が絡み合い複雑化・複合化した生活課題について、多機関の協働による解決に取り組むため、支援関係機関相互間の連携による支援の調整等を行う相談支援包括化推進員を配置する。【2-(6)-②、3-(1)-②】	51,200	令和6年度中に相談支援包括化推進員の全区配置を完了するとともに、63ケース（1度終結した事案の再相談含む）に新規で対応するなど、複雑化・複合化した課題について、多機関の協働による解決に取り組んだ。	—	—	

重点施策（6） こども・若者の貧困の解消に向けた対策の推進

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算		実 績		独自制度
				令和7年度		令和6年度	令和5年度	
470		生活困窮世帯学習支援事業	生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の小学4年生から高校生までのこどもを対象に、学習支援会を開催する。	2,382	開催回数（回）	59	69	

No.	新規・拡 充等別	名 称	内 容	予 算		実 績		独自 制度
				令和7年度		令和6年度	令和5年度	
471	拡充	ひとり親家庭学習支援事業	ひとり親家庭のこどもの将来への不安を解消し、進学や自立を後押しするため、大学生等による学習支援や、模擬試験等の受験料の支給等を実施するとともに、個別支援が必要なこどもに対してきめ細かい支援を行うため、個別学習支援員を配置する。【2-(7)-②】	11,322	開催回数（回）	360	360	
472		【再掲】幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳までの全てのこどもと、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償化することに加え、認可外保育施設、幼稚園等の預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業の利用料についても、保育の必要性があると認定されたこどもを対象として一定額まで無償化する。なお、幼児教育・保育の無償化に当たり、保育園、認定こども園、幼稚園などの教育・保育施設等と連携し適切な方法により給付を行うとともに、施設への定期的な指導を実施する。【1-(7)-①、2-(6)-④、2-(7)-③】	1,159,891	延べ利用児童数（人）	55,974	54,696	
473		【再掲】保育料・副食費の軽減・減免	生活困窮世帯やひとり親世帯等のうち一定の所得以下の世帯、災害や疾病等により収入が減少した世帯、多子世帯のうち一定の要件を満たす世帯に対し、保育料・副食費を軽減・減免する。【1-(7)-①、2-(6)-④、2-(7)-③】	—	減免件数（件）	458	111	
474		【再掲】保育園等入園世帯への教材購入費等補助	保育園等に入園しているこどもがいる生活保護世帯に対し、教材の購入に要する費用等の一部を補助する。【1-(7)-①、2-(6)-④】	967	延べ利用児童数（人）	204	201	
475		【再掲】幼稚園入園世帯への副食材料費補助	私立幼稚園（施設型給付幼稚園を除く。）に入園しているこどもがいる低所得世帯等に対し、保護者が負担する給食費のうち、副食材料費相当額を補助する。【1-(7)-①、2-(6)-④、2-(7)-③】	9,595	給付実績（人）	570	310	
476		【再掲】就学援助	経済的理由により就学に支障を来さないよう、小・中学校の児童生徒等の保護者に対し、学用品費等を援助する。【1-(7)-①、2-(6)-④、2-(7)-③】	1,652,292	給付実績（人）	18,454	19,674	
477		【再掲】市立高等学校の授業料等の減免	災害や経済的理由により、市立高等学校の授業料等を納めることが困難な家庭に対し、減免を行う。【1-(7)-①、2-(6)-④、2-(7)-③】	—	対象者数（人）	0	0	
478		被保護世帯の進学・就職準備給付金の支給	被保護世帯（生活保護受給世帯）のこども本人の選択に基づく大学進学又は就職による自立の助長を目的として、進学又は就職の際の新生活の準備費用として進学・就職準備給付金を支給する。【2-(6)-③】	14,048	決定件数（件）	79	62	
479		【再掲】高等教育の無償化（広島市立大学・広島市立看護専門学校の授業料等減免）	住民税非課税世帯やこれに準ずる世帯等の学生で、一定の学業成績等の要件を満たす学生に対し、入学料及び授業料を減免する。【1-(7)-①、2-(6)-④、2-(7)-③】	—	市立大学 減免件数（件） 【①修学支援新制度実人数】 【②本学独自減免延人数】 〈看護専門学校〉 【入学料減免件数】 全額減免（人） 2/3減免（人） 1/3減免（人） 【授業料減免件数】 全額減免（人） 2/3減免（人） 1/3減免（人） 1/4減免（人）	入学料①50 授業料①205 ②92 〈看護専門学校〉 【入学料】 全額減免（2人） 2/3減免（3人） 1/3減免（2人） 【授業料】 全額減免（12人） 2/3減免（16人） 1/3減免（8人） 1/4減免（1人）	入学料①56 授業料①225 ②101 〈看護専門学校〉 【入学料】 全額減免（5人） 2/3減免（3人） 1/3減免（4人） 【授業料】 全額減免（16人） 2/3減免（13人） 1/3減免（10人）	

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算		実 績		独自制度
				令和7年度		令和6年度	令和5年度	
480	拡充	【再掲】こども家庭センターの運営	育児やこどもの成長・発達の問題などで困ったり悩んだりしている保護者等に対し、家庭相談員や保健師等が相談に応じ、助言等を行うとともに、必要に応じて、家庭訪問等のアウトリーチでの支援を実施する。また、軽微な虐待ケースの対応等を行う。【1-(6)-①、2-(1)-①、2-(5)-②、3-(1)-②】	761	児童相談受付件数（件）	4,214	3921 3924	
481	新規	【再掲】地域子育て相談機関の設置	子育て家庭等の生活状況の把握や不安感・孤立感の解消等の機会を増やすため、地域の身近な場所である公募型の常設オープンスペースなどにおいて、相談に応じるとともに必要な支援情報の提供や助言などを行う。また、困難を抱えている子育て家庭等を把握した場合は、各区のこども家庭センターと連携し、必要な支援につなげていく。【1-(6)-①、2-(1)-①、2-(5)-②、3-(1)-②】	5,315	—	—	—	
482		生活困窮者自立相談支援事業	各区に設置したくらしサポートセンターにおいて、生活保護に至る前の生活困窮者からの相談に応じ、就労その他の自立に向けた支援を盛り込んだ支援計画を作成し、生活困窮者自立支援法に基づく包括的な支援を行う。	291,514	相談受付件数（件）	3,185	2,839	
483		家計改善支援事業	家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・支出の節約に関する指導、生活に必要な資金の貸付のあっせん等を行う。	37,257	相談受付件数（件）	133	122	
484		ひとり親家庭等の相談支援事業	各区の福祉課に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等からの相談への対応や自立に向けた指導・助言を行う。【2-(7)-②】	139	延べ相談件数（件）	15,809	14,210	
485		【再掲】子育て世帯訪問支援事業	支援を要する家庭に対し、訪問支援員を派遣することにより、家事や育児等の援助を行う。【2-(1)-①、2-(5)-②】	548	訪問延回数（回）	107	97	
486		【再掲】子育て短期支援事業	保護者が疾病などの理由により、家庭におけるこどもの養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護する。【2-(1)-①、2-(6)-③】	8,758	延べ利用日数（日）	1,431	1,184	
487	新規	フードシェアリングの促進	食品の寄附者と食品を必要とする団体等を、インターネットを通じてマッチングするシステムを構築し、売れ残りなどの食品の有効活用を促進するとともに、貧困対策等の福祉的な支援を行う。	10,230	—	—	—	◎
488	新規	ひとり親家庭等に対する生活応援情報提供事業	支援を必要とするひとり親家庭等に対し、民間企業や地域団体が実施する文化、スポーツ等の体験活動への招待や食品提供等の情報をSNSを活用してプッシュ配信する。【2-(7)-②】	1,620	—	—	—	
489		ひとり親家庭等日常生活支援事業	一時的に日常生活に支障があるひとり親家庭に対し、家庭生活支援員を派遣し、保育・日常生活の世話等を行う。【2-(6)-③、2-(7)-②】	2,577	延べ派遣時間数（時間）	225	658	
490	新規	【再掲】ひとり親家庭等地域生活支援事業	離婚前後において困難を抱える母子等を対象に、一定期間、母子生活支援施設を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、家庭・生活環境を整えるための支援を行う。【2-(1)-①、2-(7)-②】	4,183	—	—	—	
491		【再掲】親子支援事業	産前産後に支援の必要性が高い妊産婦とそのこどもを母子生活支援施設に宿泊させ、家事支援や育児支援等を行う。【2-(1)-①】	母子生活支援施設 入所措置に含む	利用世帯数（件）	4	5	
492	拡充	住居確保給付金給付事業	離職等により経済的に困窮し住居を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対し、賃貸住宅の家賃額相当の給付金を支給するとともに、再就職に向けた支援を行う。また、収入が著しく減少し、家計の改善のため、家賃が低廉な住宅への転居が必要な者に対し、転居費用を支給する。	13,002	決定件数（件）	47	89	
493		特賃住宅の入居促進	中堅所得者向けの市営住宅（特賃住宅）を、家賃助成により子育て世帯に供給し、居住水準の向上を図る。	—	助成世帯数（世帯）	10	11	

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算		実 績		独自制度
				令和7年度		令和6年度	令和5年度	
494		市営住宅入居抽選時の優遇措置	ひとり親世帯や多子世帯について、市営住宅の入居抽選における当選確率を高くする優遇措置（一般世帯の2倍）を実施する。【2-(7)-②】	—	申込件数（件）	819	808	
495		広島市居住支援協議会の運営	子育て世帯等の住宅確保要配慮者に対し、入居を拒まないセーフティネット住宅、安否確認や見守りサービスなどを提供する居住サポート住宅及び入居支援等を行う居住支援法人などの情報を提供する。	300	—	—	—	
496		居住支援事業（一時生活支援事業）	住居のない生活困窮者に対し、一定期間、宿泊場所や衣食の提供等を行う。	43,306	決定件数（件）	171	179	
497	拡充	【再掲】子育て家庭等居場所づくり事業	全てのこどもやその家庭を対象に、食事や体験、交流の機会等を提供し、安全・安心で気軽に立ち寄ることができる居場所づくりを行う地域団体等に対して、必要な経費を補助する。【1-(4)-①、2-(7)-②】	16,223	設置数（か所）	7	7	
498		【再掲】関係機関の情報共有	複合的な課題を抱えている家庭の情報を共有し、確実に支援を実施するため、こども家庭センター、児童相談所、福祉事務所、児童家庭支援センター、学校等が個別ケース検討会議を開催する。【1-(6)-①、2-(5)-②】	—	個別ケース検討会議開催回数（回）	355	389	
499		【再掲】相談支援包括化推進員の配置	高齢、障害、こども、生活困窮など様々な分野の課題が絡み合い複雑化・複合化した生活課題について、多機関の協働による解決に取り組むため、支援関係機関相互間の連携による支援の調整等を行う相談支援包括化推進員を配置する。【2-(5)-②、3-(1)-②】	51,200	令和6年度中に相談支援包括化推進員の全区配置を完了するとともに、63ケース（1度終結した事案の再相談含む）に新規で対応するなど、複雑化・複合化した課題について、多機関の協働による解決に取り組んだ。	—	—	
500		被保護者就労支援事業	本市と民間事業者が協力し、カウンセリングにより就労意欲を喚起するなど、生活保護受給者の就労支援を行う。	81,708	就職決定者数（人）	603	588	
501		就労支援窓口の設置によるハローワークとの一体的な支援	各区福祉事務所において、ハローワーク就職支援ナビゲーターが常駐又は巡回し、生活保護受給者等に対し、雇用と福祉施策の一体的な支援を行うなど、自立に向けた支援を行う。	—	就職決定者数（人）	732	748	
502	拡充	ひとり親家庭等就業支援事業	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の親等に対し、就労に関する情報提供や相談、職業紹介等を行うとともに、キャリアカウンセラー等によるオンラインでの就業支援を実施する。【2-(7)-①】	31,433	就職者数（人）	50	49	
503		自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親の主体的な能力開発の取組を支援するため、教育訓練講座の受講料を支給する。【2-(7)-①】	4,020	支給対象者（人）	17	16	
504		高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の親の就職の際に有利で、経済的自立に効果的な資格（看護師、介護福祉士、保育士など）の取得を促進するため、給付金を支給する。【2-(7)-①】	110,410	支給対象者（人）	142	115	
505		ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（入学・就職準備金）	高等職業訓練促進給付金の受給者を対象に、資格取得と自立を促進するため、入学準備金と就職準備金を貸し付ける。【2-(7)-①③】	2,268	貸付件数（件）	23	28	
506		ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（住宅支援資金）	就労や増収に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の親の自立を促進するため、住居の借上げに必要な資金を貸し付ける。【2-(7)-①③】	41,400	貸付件数（件）	62	54	
507		ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親やこどもが、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して受講した対象講座の受講料を支給する。【2-(7)-①】	150	支給対象者（人）	1	0	

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算		実 績		独自制度
				令和 7 年度		令和 6 年度	令和 5 年度	
508		【再掲】被保護世帯の進学・就職準備給付金の支給	被保護世帯（生活保護受給世帯）のこども本人の選択に基づく大学進学又は就職による自立の助長を目的として、進学又は就職の際の新生活の準備費用として進学・就職準備給付金を支給する。【2-(6)-①】	14,048	決定件数（件）	79	62	
509		【再掲】子育て短期支援事業	保護者が疾病などの理由により、家庭におけるこどもの養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護する。【2-(1)-①、2-(6)-②】	8,758	延べ利用日数（日）	1,431	1,184	
510		【再掲】ひとり親家庭等日常生活支援事業	一時的に日常生活に支障があるひとり親家庭に対し、家庭生活支援員を派遣し、保育・日常生活の世話等を行う。【2-(6)-②、2-(7)-②】	2,577	延べ派遣時間数（時間）	225	658	
511		【再掲】児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、高校生年代までの国内に住む児童を養育している者に対し、児童手当の支給を行う。【1-(7)-①、2-(7)-③】	27,179,573	支給対象児童数（延月人数）	1,706,864	1,604,356	
512		【再掲】児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等のこどもの福祉の増進を図るため、18歳までの国内に住む児童を養育している者等に対し、児童扶養手当の支給を行う。【1-(7)-①、2-(7)-③】	3,758,236	支給対象児童数（延月人数）	135,312	137,692	
513		特別相談事業	ひとり親家庭等を対象に、離婚に伴う養育費や財産分与の問題等の法律相談を実施する。【2-(7)-③】	1,378	相談件数（件）	89	89	
514		離婚前後親支援講座	離婚前後の父母等を対象に、離婚がこどもに与える影響や養育費等の取決めの重要性などに関する講座を実施する。【2-(7)-③】	419	開催回数（回）	2	2	
515		養育費に関する公正証書作成費等の補助	ひとり親家庭の親に対し、養育費に関する公正証書の作成等に要する経費や、保証会社との養育費保証契約に要する保証料を支給する。【2-(7)-③】	2,152	申請件数（件）	89	38	
516		【再掲】幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳までの全てのこどもと、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償化することに加え、認可外保育施設、幼稚園等の預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業の利用料についても、保育の必要性があると認定されたこどもを対象として一定額まで無償化する。なお、幼児教育・保育の無償化に当たり、保育園、認定こども園、幼稚園などの教育・保育施設等と連携し適切な方法により給付を行うとともに、施設への定期的な指導を実施する。【1-(7)-①、2-(6)-①、2-(7)-③】	1,159,891	延べ利用児童数（人）	55,974	54,696	
517		【再掲】保育料・副食費の軽減・減免	生活困窮世帯やひとり親世帯等のうち一定の所得以下の世帯、災害や疾病等により収入が減少した世帯、多子世帯のうち一定の要件を満たす世帯に対し、保育料・副食費を軽減・減免する。【1-(7)-①、2-(6)-①、2-(7)-③】	—	減免件数（件）	458	111	
518		【再掲】保育園等入園世帯への教材購入費等補助	保育園等に入園しているこどもがいる生活保護世帯に対し、教材の購入に要する費用等の一部を補助する。【1-(7)-①、2-(6)-①】	967	延べ利用児童数(人)	204	201	
519		【再掲】幼稚園入園世帯への副食材料費補助	私立幼稚園（施設型給付幼稚園を除く。）に入園しているこどもがいる低所得世帯等に対し、保護者が負担する給食費のうち、副食材料費相当額を補助する。【1-(7)-①、2-(6)-①、2-(7)-③】	9,595	給付実績（人）	570	310	
520		【再掲】地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	地域や保護者のニーズに応じて実施する就学前のこどもを対象とした多様な集団活動について、幼児教育・保育の無償化の対象外である当該集団活動を利用するこどもの保護者の経済的負担を軽減するため、その利用料の一部を給付する。【1-(7)-①、2-(7)-③】	4,729	支払件数（件）	31	44	

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算		実 績		独自制度
				令和7年度		令和6年度	令和5年度	
521		【再掲】就学援助	経済的理由により就学に支障を来さないよう、小・中学校の児童生徒等の保護者に対し、学用品費等を援助する。【1-(7)-①、2-(6)-①、2-(7)-③】	1,652,292	給付実績（人）	18,454	19,674	
522		【再掲】市立高等学校の授業料等の減免	災害や経済的理由により、市立高等学校の授業料等を納めることが困難な家庭に対し、減免を行う。【1-(7)-①、2-(6)-①、2-(7)-③】	—	対象者数（人）	0	0	
523		【再掲】母子及び父子福祉資金の貸付け	ひとり親家庭の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、修学資金等の各種資金を貸し付ける。【1-(7)-①、2-(7)-③】	223,092	貸付件数（件）	207	216	
524		【再掲】高等教育の無償化（広島市立大学・広島市立看護専門学校の授業料等減免）	住民税非課税世帯やこれに準ずる世帯等の学生で、一定の学業成績等の要件を満たす学生に対し、入学料及び授業料を減免する。【1-(7)-①、2-(6)-①、2-(7)-③】	—	市立大学 減免件数（件） 【①修学支援新制度実人数】 【②本学独自減免延人数】 〈看護専門学校〉 【入学料減免件数】 全額減免（人） 2/3減免（人） 1/3減免（人） 【授業料減免件数】 全額減免（人） 2/3減免（人） 1/3減免（人） 1/4減免（人）	入学料①50 授業料①205 ②92 〈看護専門学校〉 【入学料】 全額減免（2人） 2/3減免（3人） 1/3減免（2人） 【授業料】 全額減免（12人） 2/3減免（16人） 1/3減免（8人） 1/4減免（1人）	入学料①56 授業料①225 ②101 〈看護専門学校〉 【入学料】 全額減免（5人） 2/3減免（3人） 1/3減免（4人） 【授業料】 全額減免（16人） 2/3減免（13人） 1/3減免（10人）	

重点施策（7） ひとり親家庭への支援

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算		実 績		独自制度
				令和7年度		令和6年度	令和5年度	
525	拡充	【再掲】ひとり親家庭等就業支援事業	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の親等に対し、就労に関する情報提供や相談、職業紹介等を行うとともに、キャリアカウンセラー等によるオンラインでの就業支援を実施する。【2-(6)-③】	31,433	就職者数（人）	50	49	
526		市営店舗入店抽選時の優遇措置	母子世帯について、市営店舗の入店抽選における当選確率を高くする優遇措置（持ち玉数を2倍）を実施する。	—	申込件数（件）	1	4	
527		【再掲】自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親の主体的な能力開発の取組を支援するため、教育訓練講座の受講料を支給する。【2-(6)-③】	4,020	支給対象者（人）	17	16	
528		【再掲】高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の親の就職の際に有利で、経済的自立に効果的な資格（看護師、介護福祉士、保育士など）の取得を促進するため、給付金を支給する。【2-(6)-③】	110,410	支給対象者（人）	142	115	
529		【再掲】ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（入学・就職準備金）	高等職業訓練促進給付金の受給者を対象に、資格取得と自立を促進するため、入学準備金と就職準備金を貸し付ける。【2-(6)-③、2-(7)-③】	2,268	貸付件数（件）	23	28	
530		【再掲】ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（住宅支援資金）	就労や増収に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の親の自立を促進するため、住居の借上げに必要な資金を貸し付ける。【2-(6)-③、2-(7)-③】	41,400	貸付件数（件）	62	54	

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算		実 績		独自制度
				令和7年度		令和6年度	令和5年度	
531		【再掲】ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親や子どもが、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して受講した対象講座の受講料を支給する。【2-6-③】	150	支給対象者（人）	1	0	
532		【再掲】ひとり親家庭等の相談支援事業	各区の福祉課に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等からの相談への対応や自立に向けた指導・助言を行う。【2-6-②】	139	延べ相談件数（件）	15,809	14,210	
533		【再掲】ひとり親家庭等日常生活支援事業	一時的に日常生活に支障があるひとり親家庭に対し、家庭生活支援員を派遣し、保育・日常生活の世話等を行う。【2-6-②③】	2,577	延べ派遣時間数（時間）	225	658	
534		ひとり親家庭等生活支援講習会	ひとり親家庭等を対象に、家計管理、育児等に関する専門家による講習会等を開催する。	294	開催回数（回）	4	4	
535	新規	【再掲】ひとり親家庭等地域生活支援事業	離婚前後において困難を抱える母子等を対象に、一定期間、母子生活支援施設を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、家庭・生活環境を整えるための支援を行う。【2-1-①、2-6-②】	4,183	—	—	—	
536	新規	【再掲】ひとり親家庭等に対する生活応援情報提供事業	支援を必要とするひとり親家庭等に対し、民間企業や地域団体が実施する文化、スポーツ等の体験活動への招待や食品提供等の情報をSNSを活用してプッシュ配信する。【2-6-②】	1,620	—	—	—	
537		保育園等への入園の優先的取扱い	ひとり親家庭の子育てを支援するとともに、ひとり親家庭の児童の心身の健全な育成が図られるよう、保育園等の入園を優先的に取り扱う。	—	ひとり親世帯申込者数（人）	213	196	
538		【再掲】市営住宅入居抽選時の優遇措置	ひとり親世帯や多子世帯について、市営住宅の入居抽選における当選確率を高くする優遇措置（一般世帯の2倍）を実施する。【2-6-②】	—	申込件数（件）	819	808	
539		【再掲】母子生活支援施設入所措置	母子家庭等の自立に向けて、母と子どもを共に母子生活支援施設に保護し、生活支援、住宅支援、教育支援、就職支援等を行う。【2-1-②、2-2-①】	216,328	入所世帯数（月平均）	33	35	
540		【再掲】身元保証人確保対策事業	児童養護施設、母子生活支援施設等への入所等をしている子ども又は女性に対し、安心して大学進学や就職、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための保険料を負担する。【2-2-②】	91	被保証人数（人）	8	3	
541		ひとり親家庭健全育成事業の促進	広島市母子寡婦福祉連合会が実施する、ひとり親家庭の親子が参加するりんご狩りや野球観戦等の行事やレクリエーションに対し、必要な経費を補助する。	200	参加者（人）	146	500	
542		【再掲】子どもが見て聞いて楽しむ三大プロ	優れた芸術やスポーツを“生”で鑑賞・観戦する機会の拡大を促進するため、本市に拠点を置く三大プロ（広島東洋カープ、サンフレッチェ広島、広島交響楽団）の試合や演奏会に、児童養護施設に入所する児童等や、ひとり親世帯の親子を招待する。【2-2-①】	2048 （うち文化振興課：938、スポーツ振興課：1,110）	参加者数（人）	465 （うち文化振興課：162、スポーツ振興課：303）	389 （うち文化振興課：104、スポーツ振興課：285）	◎
543	拡充	【再掲】ひとり親家庭学習支援事業	ひとり親家庭のこどもの将来への不安を解消し、進学や自立を後押しするため、大学生等による学習支援や、模擬試験等の受験料の支給等を実施するとともに、個別支援が必要な子どもに対してきめ細かい支援を行うため、個別学習支援員を配置する。【2-6-①】	11,322	開催回数（回）	360	360	

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算		実 績		独自制度
				令和7年度		令和6年度	令和5年度	
544	拡充	【再掲】子育て家庭等居場所づくり事業	全てのこどもやその家庭を対象に、食事や体験、交流の機会等を提供し、安全・安心で気軽に立ち寄ることができる居場所づくりを行う地域団体等に対して、必要な経費を補助する。【1-(4)-①、2-(6)-②】	16,223	設置数（か所）	7	7	
545		【再掲】児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、高校生年代までの国内に住む児童を養育している者に対し、児童手当の支給を行う。【1-(7)-①、2-(6)-④】	27,179,573	支給対象児童数（延月人数）	1,706,864	1,604,356	
546		【再掲】児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等のこどもの福祉の増進を図るため、18歳までの国内に住む児童を養育している者等に対し、児童扶養手当の支給を行う。【1-(7)-①、2-(6)-④】	3,758,236	支給対象児童数（延月人数）	135,312	137,692	
547		【再掲】ひとり親家庭等医療費補助	ひとり親家庭等における医療費の保険診療分の自己負担相当額を補助する。【1-(7)-②】	982,345	受給者数（人）	20,109	20,382	○
548		【再掲】幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳までの全てのこどもと、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもの保育料を無償化することに加え、認可外保育施設、幼稚園等の預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業の利用料についても、保育の必要性があると認定されたこどもを対象として一定額まで無償化する。なお、幼児教育・保育の無償化に当たり、保育園、認定こども園、幼稚園などの教育・保育施設等と連携し適切な方法により給付を行うとともに、施設への定期的な指導を実施する。【1-(7)-①、2-(6)-①④】	1,159,891	延べ利用児童数（人）	55,974	54,696	
549		【再掲】保育料・副食費の軽減・減免	生活困窮世帯やひとり親世帯等のうち一定の所得以下の世帯、災害や疾病等により収入が減少した世帯、多子世帯のうち一定の要件を満たす世帯に対し、保育料・副食費を軽減・減免する。【1-(7)-①、2-(6)-①④】	—	減免件数（件）	458	111	
550		【再掲】幼稚園入園世帯への副食材料費補助	私立幼稚園（施設型給付幼稚園を除く。）に入園しているこどもがいる低所得世帯等に対し、保護者が負担する給食費のうち、副食材料費相当額を補助する。【1-(7)-①、2-(6)-①④】	9,595	給付実績（人）	570	310	
551		【再掲】地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	地域や保護者のニーズに応じて実施する就学前のこどもを対象とした多様な集団活動について、幼児教育・保育の無償化の対象外である当該集団活動を利用するこどもの保護者の経済的負担を軽減するため、その利用料の一部を給付する。【1-(7)-①、2-(6)-④】	4,729	支払件数（件）	31	44	
552		【再掲】就学援助	経済的理由により就学に支障を来さないよう、小・中学校の児童生徒等の保護者に対し、学用品費等を援助する。【1-(7)-①、2-(6)-①④】	1,652,292	給付実績（人）	18,454	19,674	
553		【再掲】市立高等学校の授業料等の減免	災害や経済的理由により、市立高等学校の授業料等を納めることが困難な家庭に対し、減免を行う。【1-(7)-①、2-(6)-①④】	—	対象者数（人）	0	0	

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算	実 績			独自制度
				令和7年度		令和6年度	令和5年度	
554		【再掲】高等教育の無償化（広島市立大学・広島市立看護専門学校の授業料等減免）	住民税非課税世帯やこれに準ずる世帯等の学生で、一定の学業成績等の要件を満たす学生に対し、入学料及び授業料を減免する。【1-(7)-①、2-(6)-①④】	—	市立大学 減免件数（件） 【①修学支援新制度実人数】 【②本学独自減免延人数】 〈看護専門学校〉 【入学料減免件数】 全額減免（人） 2/3減免（人） 1/3減免（人） 【授業料減免件数】 全額減免（人） 2/3減免（人） 1/3減免（人） 1/4減免（人）	入学料①50 授業料①205 ②92 〈看護専門学校〉 【入学料】 全額減免（2人） 2/3減免（3人） 1/3減免（2人） 【授業料】 全額減免（12人） 2/3減免（16人） 1/3減免（8人） 1/4減免（1人）	入学料①56 授業料①225 ②101 〈看護専門学校〉 【入学料】 全額減免（5人） 2/3減免（3人） 1/3減免（4人） 【授業料】 全額減免（16人） 2/3減免（13人） 1/3減免（10人）	
555		税負担の軽減等	ひとり親家庭の所得税、市・県民税について、申告に基づき、寡婦控除とひとり親控除を行う。	予算要求無し	申告に基づき、控除の適用を実施	—	—	
556		水道料金・下水道使用料の減免	ひとり親家庭等の水道料金と下水道使用料について、1か月につき0～10㎡相当額を減免する。	158,794	【水道局】 減免件数（延べ件数） 【下水道局】 減免件数（延べ件数）	【水道局】 48,829 【下水道局】 47,584	【水道局】 49,040 【下水道局】 47,784	◎
557		旅客鉄道会社定期乗車券割引	児童扶養手当の受給世帯等が、通勤定期乗車券を購入する場合、旅客鉄道会社が通勤定期乗車券の割引を行う。	予算額の算出は困難	—	—	—	
558		【再掲】母子及び父子福祉資金の貸付け	ひとり親家庭の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、修学資金等の各種資金を貸し付ける。【1-(7)-①、2-(6)-④】	223,092	貸付件数（件）	207	216	
559		【再掲】ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（入学・就職準備金）	高等職業訓練促進給付金の受給者を対象に、資格取得と自立を促進するため、入学準備金と就職準備金を貸し付ける。【2-(6)-③、2-(7)-①】	2,268	貸付件数（件）	23	28	
560		【再掲】ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（住宅支援資金）	就労や増収に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の親の自立を促進するため、住居の借上げに必要な資金を貸し付ける。【2-(6)-③、2-(7)-①】	41,400	貸付件数（件）	62	54	
561		【再掲】特別相談事業	ひとり親家庭等を対象に、離婚に伴う養育費や財産分与の問題等の法律相談を実施する。【2-(6)-④】	1,378	相談件数（件）	89	89	
562		【再掲】離婚前後親支援講座	離婚前後の父母等を対象に、離婚がこどもに与える影響や養育費等の取決めの重要性などに関する講座を実施する。【2-(6)-④】	419	開催回数（回）	2	2	
563		【再掲】養育費に関する公正証書作成費等の補助	ひとり親家庭の親に対し、養育費に関する公正証書の作成等に要する経費や、保証会社との養育費保証契約に要する保証料を支給する。【2-(6)-④】	2,152	申請件数（件）	89	38	

重点施策（８） 外国にルーツを持つこども・若者及びその保護者への支援

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算		実 績		独自制度
				令和 7 年度		令和 6 年度	令和 5 年度	
564		外国にルーツを持つ こどもへの支援の充実	外国にルーツを持つこどもとのコミュニケーション等を支援する多文化共生担当の保育士を、モデル園として基町保育園に配置し、絵や写真などを用いた視覚的な支援を通じた生活に必要な言葉の獲得や、こども同士の遊びを通じたコミュニケーション力の育成などに取り組み、得られた成果を他の公立・私立保育園等に広めることで、社会生活への適応や小学校への円滑な接続を図る。	—	—	—	—	
565		【再掲】就学案内の実施	多言語による就学案内を作成し、毎年 9 月に、翌年度に小学校入学相当の年齢に達する外国籍のこどもがいる家庭に送付するとともに、家庭に学齢相当の外国籍のこどもがいる転入者に対し、転入手続時に区役所及び出張所において配布する。【1-(3)-②】	—	各関係機関へ就学案内を配付（か所）	37	37	
566		【再掲】帰国・外国人児童生徒に対する教育の推進	日本語指導協力者や教育相談員が学校を訪問し、日本語指導を主とした基礎的な学力補充を行うほか、教職員や保護者への相談活動や助言を行う。また、日本語指導コーディネーターを日本語指導拠点校に配置し、日本語指導が必要な児童生徒の実態把握や、個に応じたきめ細かな日本語指導の方法などを助言するための巡回訪問指導を行う。【1-(3)-②】	25,060	日本語指導協力者派遣回数（回）	5,163	4,520	
567		外国人市民向け生活情報提供事業	日常生活に必要な行政サービスや生活関連の情報をまとめ、多言語（7 言語・日本語併記）に翻訳した「外国人市民のための生活ガイドブック」を作成・配布する。リーフレット版を各区市民課等窓口で配布し、ガイドブック本文は本市ホームページで公開する。また、必要に応じて行政情報の翻訳を行う。	3,122	外国人市民のための生活ガイドブック（リーフレット版）の作成数（部）	9,200	8,000	◎
568		【再掲】外国人市民の総合相談窓口事業	市内や周辺市町に居住する外国人や、外国人の受入機関等のため、広島国際会議場内に「広島市・安芸郡外国人相談窓口」を設置し、多言語による窓口や電話での相談対応、生活関連情報の収集・翻訳・提供、行政機関や学校等への同行通訳、区役所等での出張相談を行う。【2-(5)-②】	28,887	相談窓口の利用件数（件）	981	1,288	○
569		子育て支援情報の提供の充実	外国人市民向けの子育て支援情報について、多言語での情報提供や周知を行うとともに、多言語化や提供情報の拡充など支援の充実を図る。	—	—	—	—	
570		外国人市民の日本語能力向上支援事業	外国人市民が生活に必要な日本語能力を身に付けられるよう、日本語教育の充実を図る。	10,382	日本語教室、日本語ボランティア養成講座及びやさしい日本語講座の受講者数（人）	249	284	
571		保護者への支援の充実	保育園等において、保育士と保護者との意思疎通の円滑化を図るため、通訳機器の導入や配付物・掲示物の多言語化などを行うとともに、日本人と外国人の保護者やこどもが多様な文化に触れ合う機会を創出し、相互理解の促進に取り組む。また、保護者との円滑なコミュニケーションを図るため、乳幼児健診や保健師との相談等の場において、通訳機器の導入や配布物の多言語化を行う。	110	多文化に触れ合う交流会の開催回数（回）	2	2	

基本的視点3 地域のあらゆる主体による子育て支援の充実

重点施策（1） 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

（単位：千円）

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算		実 績		独自 制度
				令和7年度		令和6年度	令和5年度	
572		【再掲】各区の常設オープンスペースの運営	各区の地域福祉センター内（中区は健康科学館内）において、乳幼児とその保護者がいつでも気軽に集い、相互交流を図るとともに、子育ての相談が受けられる場（常設オープンスペース）を、地域との協働により運営し、子育て家庭に対する支援を行う。【1-(6)-①】	地域子育て支援拠点事業全体（202,734千円）に含む。	設置数（か所）	8	8	
573		【再掲】公募型常設オープンスペースの運営補助	乳幼児とその保護者の相互交流や子育て相談に加え、一時預かりや地域に出向いての運営（出張ひろば）等の機能の充実に努めるため、NPO法人等が設置・運営する公募型の常設オープンスペースに対して、運営費等を補助する。【1-(6)-①】	地域子育て支援拠点事業全体（202,734千円）に含む。	設置数（か所）	16	15	
574		【再掲】地域の子育てオープンスペースの運営支援	地域の身近な場所において地域団体が主体となって運営する子育てオープンスペースについて、支援者や参加親子の傷害保険料を負担するとともに、各区の地域子育て支援センターから相談員の派遣等による支援を行う。【1-(6)-①】	地域子育て支援拠点事業全体（202,734千円）に含む。	派遣支援回数（回）	460	468	
575		【再掲】きんさい！みんなの保育園事業（園庭開放）	保育園等が有している専門的機能を活用し、園庭の開放や育児講座等を行うことにより、地域の子育て家庭における親の子育てに対する不安の解消や、子育て力向上のための支援を行うとともに、地域社会との交流により地域福祉の増進を図る。【1-(6)-①】	17,124	施設数（園）	186	177	◎
576		【再掲】児童館の運営	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに、情操を豊かにすることを目的とし、遊びの指導や行事を通じた体験活動などを行うほか、児童の健全育成を目的とする活動の支援を行う。【1-(4)-②】	1,348,942	整備数（館）	122	121	
577		【再掲】ファミリー・サポート・センター事業	保護者の仕事や急用等の際のこどもの一時預かりや送迎など、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）との間の調整を行うことにより、地域における子育てに関する相互援助活動を促進する。【1-(4)-①】	10,879	援助活動件数（件）	5,251	6,693	
578		高齢者いきいき活動ポイント事業における担い手確保	広島市が認める子育てオープンスペース（乳幼児とその保護者が気軽に集い、遊べる場所）での支援活動やこどもの居場所づくり（こども食堂や学習支援等）に関する活動に対して高齢者いきいき活動ポイントを付与し、地域活動の担い手確保につなげる。	1,092,789	地域の支え手となる活動（ボランティア活動）に参加した人数（人）	46,379	45,522	○
579		めざせ子育てほっとタウンあさみなみ（安佐南区・区の魅力と活力向上推進事業）	幅広い世代による子育て支援が充実するよう、大学生、短大生、専門学校生を対象に、「子育てしやすいまちづくり」を目指して、公園マップづくり等を主体的に行う安佐南区子育てサポーター（AKS）の養成講座を実施するとともに、子育てオープンスペース等での多世代交流を図る。また、冒険遊び場の開設への支援を行う。	889	公園マップ作成数 AKS活動日数 AKS活動参加延人数 養成講座回数	1 19 62 1	1 23 136 1	
580		【再掲】冒険遊び場（プレーパーク）事業	公園等で子どもが自然に触れながら、遊びの中で創造性・社会性・危機回避能力を身に付けられるような遊び場を定期的に開催することに加え、新たな常設の遊び場を整備するとともに、地域等との連携・協働による地域の身近な場所での遊び場づくりを促進する。【1-(4)-②、1-(5)-③】	5,252	開催場所（か所）	3	2	

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算		実 績		独自制度
				令和 7 年度		令和 6 年度	令和 5 年度	
581		地域のきずなづくり冒険遊び場の整備（安佐北区・区の魅力と活力向上推進事業）	区内各所に出張して冒険遊び場をイベント的に開設し、区内の冒険遊び場の認知度を高め、気運の醸成を図るとともに、担い手（地元ボランティア）の育成や、地域住民のきずなの広がりを推進する。	375	—	2	2	
582		【再掲】 こども家庭センターの運営	育児やこどもの成長・発達の問題などで困ったり悩んだりしている保護者等に対し、家庭相談員や保健師等が相談に応じ、助言等を行うとともに、必要に応じて、家庭訪問等のアウトリーチでの支援を実施する。また、軽微な虐待ケースの対応等を行う。【1-(6)-①、2-(1)-①、2-(5)-②、2-(6)-②】	761	児童相談受付件数（件）	4,214	3921 3924	
583	新規	【再掲】 地域子育て相談機関の設置	子育て家庭等の生活状況の把握や不安感・孤立感の解消等の機会を増やすため、地域の身近な場所である公募型の常設オープンスペースなどにおいて、相談に応じるとともに必要な支援情報の提供や助言などを行う。また、困難を抱えている子育て家庭等を把握した場合は、各区のこども家庭センターと連携し、必要な支援につなげていく。【1-(6)-①、2-(1)-①、2-(5)-②、2-(6)-②】	5,315	—	—	—	
584		【再掲】 保健師地区担当制の推進	複合的な課題や制度の狭間等の課題を抱える世帯に対応するため、地区担当保健師がアウトリーチによる訪問指導、健康相談などの地区活動を積極的に行うとともに、市・区社会福祉協議会に配置した生活支援コーディネーター等と連携し、各地区が抱える課題を把握し、住民・関係機関と連携しながら解決に向けて取り組む。【1-(6)-①】	1,076	・家庭訪問件数 ・地域団体等への会議出席回数 ・包括的相談への対応回数	・家庭訪問件数 10,332件 ・地域団体等への会議出席回数 3,683回 ・包括的相談への対応 延5,370回	・家庭訪問件数 8,623件 ・地域団体等への会議出席回数 3,604回 ・包括的相談への対応 延5,757回	
585		【再掲】 地域子育て支援センターの運営	各区の地域子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談・指導、子育てサークルの育成支援、育児講座の実施、地域子育て支援連絡会の開催、子育て支援リーダーの養成、子育て情報の提供などを行う。【1-(1)-①、1-(6)-①】	地域子育て支援拠点事業全体 (202,734千円)に含む。	所内相談・指導件数（件）	416	723	
586		民生委員・児童委員による支援	地域住民の福祉増進のための調査、情報提供、相談、助言等の活動を行うほか、関係行政機関と協力し、こんにちは赤ちゃん事業などの母子保健や、児童福祉、ひとり親家庭の福祉等に関する相談や助言を行う。	223,246	地域住民の福祉増進のための調査、情報提供、相談、助言等の活動を行うほか、関係行政機関と協力して、こんにちは赤ちゃん事業などの母子保健や、児童福祉、ひとり親家庭の福祉等に関する相談及び助言を行った。	—	—	
587		【再掲】 相談支援包括化推進員の配置	高齢、障害、こども、生活困窮など様々な分野の課題が絡み合い複雑化・複合化した生活課題について、多機関の協働による解決に取り組むため、支援関係機関相互間の連携による支援の調整等を行う相談支援包括化推進員を配置する。【2-(5)-②、2-(6)-②】	51,200	令和6年度中に相談支援包括化推進員の全区配置を完了するとともに、63ケース（1度終結した事案の再相談含む）に新規で対応するなど、複雑化・複合化した課題について、多機関の協働による解決に取り組んだ。	—	—	

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算	実 績	令和6年度	令和5年度	独自制度
				令和7年度				
588		地域資源管理システムの運用	市民へ地域資源の情報を円滑に提供するとともに、支援関係機関による効果的・効率的な相談支援を行うため、様々な地域資源の情報を一元的に管理するシステムを運用する。	4,686	インターネット上で公開している地域資源情報の数	3,304件	—	
589		重層的支援体制整備事業	地域住民の複雑化・複合化した生活課題に対応するため、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、包括的な相談支援、社会への参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施することにより、包括的な支援体制の整備を推進する。	2,293	区ネットワーク会議を開催し、相談支援機関との連携強化等を図るとともに、地区担当保健師による支援対象者へのアウトリーチの実施、地域資源管理システムの導入を踏まえた市民や相談支援機関への周知など、各区において重層的支援体制整備事業を推進した。	—	—	
590		福祉のまちづくりの推進	便所の改修やエレベーターの設置など、諸施設の福祉環境の整備・改善を図る。	277,295	左記のとおり	239,310	307,778	
591		低床車両（バス）の導入促進	乗合バス事業者が導入するノンステップバス（低公害バス）車両の購入費の一部を国等と共に補助する。	681	導入バス車両数（台）	0	0	
592		低床車両（電車）の導入促進	鉄軌道事業者が導入する低床路面電車車両の購入費の一部を国等と共に補助する。	32,872	導入低床路面電車編成数（編成）	2	1	
593		交通施設のバリアフリー化の推進	主要な駅について、交通事業者が実施するバリアフリー化設備整備費の一部を国と共に補助する。	208,000	主要駅の整備率（％）	81.0	79.3	
594		福祉環境整備	市内の主要な駅などから周辺の主要な施設までの経路について、バリアフリー化を一層促進する。	165,400	金額（千円）	175,589	135,679	
595		市営住宅のバリアフリー化の推進	こども連れや妊産婦等に配慮した居住環境を整備するため、市営住宅の住戸内のバリアフリー化を推進する。	88,506	整備数(戸)	14	27	
596		公共施設等のバリアフリー設備に関する情報提供	公共施設等のバリアフリー設備の整備状況を、マップ形式でホームページに掲載し、市民に情報提供する。	統合型地理情報システムの運用管理費に含む。	アクセス数	2,440	2,348	
597		赤ちゃん安心おでかけ事業	外出中の授乳やおむつ替え等のために気軽に立ち寄ることができる施設を「にこにこベビールーム」として登録し、赤ちゃんと一緒に外出しやすい環境を整備する。	—	登録施設数（累計）	—	328	
598		マタニティマークの普及促進	妊産婦に優しい環境づくりを推進するため、妊産婦が周囲に妊婦であることを示し、身に付けることができるマタニティマーク入りキーホルダーを配布する。	—	配布数（妊娠届出数）(人)	7,720	7,975	
599		三世帯同居・近居支援事業	子育てや介護等の支え合いを促進するとともに、地域コミュニティの次世代の担い手の確保を図るため、小学生以下のこども（出産予定のこどもを含む。）がいる世帯が、市内に居住する親世帯の近くに住み替えて同居や近居を始める場合に、引越し費用等の一部を助成する。	10,861	助成件数（件）	103	110	◎
600		住宅団地における住替え促進事業	住宅団地の自治組織が、空き家を活用して子育て世帯の住替えを促進するための取組を行う場合に、空き家の所有者や入居者に対してリフォーム費や家賃の一部を補助する。	4,412	補助件数（件）	リフォーム補助：3件 家賃補助(新規)：1件 家賃補助(継続)：1件	リフォーム補助：3件 家賃補助(新規)：1件 家賃補助(継続)：1件	

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算		実 績		独自 制度
				令和7年度		令和6年度	令和5年度	
601		結婚支援に関する取組の周知・広報協力	広島県の支援により、公益財団法人ひろしまこども夢財団が運営している「こいのわ出会いサポートセンター」の結婚支援に関する取組について、本市ホームページへのリンク等による周知・広報協力を行う。	—	県と連携し、「結婚&家族生活 はじめるBOOK」を各区にて配布（部）	300	300	
602		児童福祉月間	児童福祉に対する市民の理解を深め、子育て支援意識の醸成を図るため、毎年5月を「こどもまんなか 児童福祉月間」と定め、各種の子育て支援事業や啓発事業を実施する。	586	参加人数（人）	30,960人	27,698人	
603		公民館学習会・子育て支援事業	子育てオープンスペース、子育て支援講座などを公民館で開催し、地域における子育て支援の輪を広げる。	指定管理者料に含む	事業数（事業） 実施施設数（館） 実施回数（回） 参加人数（人）	203事業 71館 1,712回 25,756人	194事業 71館 1,853回 24,392人	
604		【再掲】子育てハンドブックの作成	子育て中の保護者の不安の解消と負担感の軽減を図るため、本市の子育て支援制度や相談支援機関等に関する情報を網羅した冊子を作成し、配布する。【1-(1)-①、1-(6)-①、3-(1)-⑤】	462	配布数（部）	14,000	14,500	
605		男女共同参画啓発リーフレットの作成	職業生活と家庭生活の両立を推進することの意義やメリットなどを掲載したリーフレットを配布する。【3-(1)-⑤】	153	作成回数（回）	1	1	○
606		小中学生向け男女共同参画啓発用冊子の作成	啓発用冊子を市内の全小学校の5年生、全中学校の2年生に配布し、授業やホームルームの時間を通じて活用することで、男女共同参画について、若年層からの意識啓発を図る。	606	作成回数（回）	小中学生向け各1	小中学生向け各1	○
607		【再掲】子育てハンドブックの作成	子育て中の保護者の不安の解消と負担感の軽減を図るため、本市の子育て支援制度や相談支援機関等に関する情報を網羅した冊子を作成し、配布する。【1-(1)-①、1-(6)-①、3-(1)-④】	462	配布数（部）	14,000	14,500	
608		【再掲】男女共同参画啓発リーフレットの作成	職業生活と家庭生活の両立を推進することの意義やメリットなどを掲載したリーフレットを配布する。【3-(1)-④】	153	作成回数（回）	1	1	○
609		男性向け家庭生活・地域活動への参画啓発用リーフレットの作成	男性の家事や育児、介護、地域活動への参画を促すため、啓発用リーフレットを作成し、配布する。	318	作成回数（回）	1	1	○
610		つどいの広場事業	健康科学館（広島市健康づくりセンター）内において、乳幼児とその保護者がいつでも気軽に集い、相互交流を図るとともに、子育ての相談が受けられる場（常設オープンスペース）を祝・休日含めて運営し、子育て家庭に対する支援を行う。	8,103	利用者数（人）	14,703	13,400	
611		【再掲】パパとママの育児教室	第一子又は初めて多胎児妊娠中の夫婦を対象に、助産師による育児アドバイスやおむつ交換の模擬体験など育児に関する教室を開催する。【1-(1)-①】	2,643	参加者数（人）	2,285	1,983	
612		【再掲】きんさい！みんなの保育園事業（はじめての子育て応援事業）	初妊婦とその配偶者が安心して出産、子育てができるように地域の身近な保育園等において妊娠期からの継続的な子育て支援を行う。【1-(1)-①】	17,124	実施回数	87	97	◎
613		家庭教育講座の充実	家庭教育を支援するため、公民館において、保護者を対象に、子育てや親の役割など家庭教育についての学習会を、こどもの発達段階に応じて実施する。	指定管理者料に含む	事業数（事業） 実施施設数（館） 実施回数（回） 参加人数（人）	131事業 71館 321回 6,765人	142事業 71館 365回 6,968人	
614		こども・若者の意見表明に向けた意識啓発	本市のこども・若者への意見聴取の取組や、こども基本法や児童の権利に関する条約の趣旨等を周知し、こども・若者が意見を言いやすい環境づくりを行う。【3-(4)-①】	—	—	—	—	

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算		実 績		独自制度
				令和7年度		令和6年度	令和5年度	
615		人権啓発事業の実施	市民や企業等への意識啓発のため、広島法務局、広島人権擁護委員協議会等と連携し、啓発事業（ヒューマンフェスタなどのイベント開催や、人権啓発資料の作成・配布等）を実施する。	8,456	パンフレット作成部数（部）	4,000	8,000	
616		市民に対する人権教育の推進	①小学校の保護者層に焦点を当てた人権教育の学習資料を作成・配布する。 ②また、社会教育施設（公民館、男女共同参画推進センター、青少年センター）において人権教育講座を開催し、市民の人権に関する学習活動を支援する。	①174 ②指定管理料に含む	①保護者向け資料作成部数（部） ②－	①10,500 ②－	①11,100 ②－	◎
617		【再掲】学校における人権教育の推進	児童生徒がその発達段階に即し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう、教育活動全体を通じて、人権尊重の意識を高める取組を行う。また、教職員を対象として、人権尊重の理念について認識を深めるとともに、指導力の向上を図るための研修会や公開研究会等を実施する。【1-(3)-②】	1,767	大学教授等を講師に招聘した校内研修会実績（回）	127	113	
618		児童虐待防止のための取組	児童相談所の児童福祉司や児童心理司等の専門職員が連携し、相談・援助を行うとともに、虐待の予防や早期発見を促すため、リーフレットやポスター等を活用した広報・普及活動（オレンジリボンキャンペーン）、学校、医療機関等関係者に対する研修の実施、児童相談所虐待対応ダイヤル189（いちばやく）の周知等を行う。	48,658	虐待相談受付件数（件）	3,095	2,649	
619		性的マイノリティに対する理解の促進	広島法務局等と連携し、人権課題の解消に向けた各種啓発活動を行い、市民の理解の一層の深化を図る。また、パートナーシップ宣誓制度を実施することにより、性的マイノリティに関する社会的理解の促進と性的マイノリティの方々が安心感を持って生活できる社会の実現をより一層推し進める。	324	パートナーシップ宣誓制度チラシ作成部数（部）	7,600	7,200	◎
620		学校における性的マイノリティの児童生徒等への対応	教職員を対象として、性的マイノリティに係る適切な理解を含む人権尊重の理念について認識を深めるとともに、指導力の向上を図るための研修会を実施する。	-	教職員対象の研修の実施（回）	5	3	

重点施策（２） 子育てと仕事の調和に向けた就労環境の整備

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算		実 績		独自制度
				令和7年度		令和6年度	令和5年度	
621	拡充	若者、女性等に対する就労支援事業	若者、女性等を対象とした就職相談窓口において、就職や転職に向けた伴走型支援を実施する。	49,091	就職決定者数（人）	222	289	○
622		女性の就労支援相談の実施	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、専門の相談員が就労に関する悩みや不安などの相談に対応する。	指定管理料に含む。	相談件数（件）	5	1	◎
623		女性の就労支援に関する講座の開催	女性の起業・再就職を支援するため、広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、キャリアアップセミナーなどの講座を実施する。	指定管理料に含む。	参加者数（人）	55	59	◎
624		働く女性・若者のための就労環境整備の推進	女性や若者が働きがいのある安定した仕事を持てるよう、市内の中小企業等を対象に、働きやすい職場づくりに関する無料相談、セミナーを開催し、良質な職場環境づくりを推進する。	435	参加企業数（社）	セミナー：10社	無料相談：4社	
625		男女共同参画・子育て支援資金融資制度	男女共同参画や子育て支援に積極的に取り組む中小企業を支援するため、平成20年度に創設した男女共同参画・子育て支援資金融資制度の利用促進を図る。	3,000	新規貸出件数（件）	0	0	◎

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算		実 績		独自制度
				令和 7 年度		令和 6 年度	令和 5 年度	
626		広島市男女共同参画推進事業者表彰	女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立支援などに積極的に取り組んでいる市内に本社・本店を置く事業者を表彰し、本市ホームページ等を通じてその取組内容を広く紹介することにより、他の事業者の意識啓発を図る。	210	表彰事業者数（事業者）	2（一般表彰）	4（一般表彰）	◎
627		事業所等向け男女共同参画支援講座の実施	市内の事業所等の研修会に専門の講師を派遣し、女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立など、男女共同参画に関する講座を実施することで、男女共に働きやすい職場環境づくりを支援する。	25	回数（回）	2	1	◎
628		女性の就労環境整備の推進	女性が働きやすい職場環境の整備を推進するため、中小企業に対して、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に関する研修会等を実施する。	2,682	研修会数（回）	3	3	○
629		事業所内保育施設の設置に関する指導・助言	事業所内への保育施設の設置について、積極的に相談に応じ、指導・助言を行う。	—	施設数（施設）	0	0	

重点施策（３） 安全・安心なまちづくりの推進

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算		実 績		独自制度
				令和 7 年度		令和 6 年度	令和 5 年度	
630		「減らそう犯罪」推進事業	区民大会や公民館での防犯講習会の開催、広島市防災情報メールや広島市公式LINEアカウントでの不審者情報等の提供、一家一事業所一点灯運動の推進などにより、防犯意識の向上を図る。また、市内の全市立中学校を対象に犯罪被害等防止教室を実施し、こどもの防犯力を育成するとともに、規範意識を育むことにより迷惑行為や犯罪の抑止を図る。	3,586	犯罪被害等防止教室実施校数（校） 犯罪被害等防止教室参加者数（人）	18校 7,206人	17校 6,119人	◎
631		こどもの見守り活動の促進	毎月22日の「こども安全の日」を中心とした安全に関する取組や「8・3運動」（登校時の午前8時前後と下校時の午後3時以降を中心にこどもを見守る運動）の展開等により、地域におけるこどもの見守り活動を促進する。また、地域においてこどもの緊急避難場所となる「こども110番の家」の設置を促進する。	35,235	全児童防犯ブザー所持率（％）	86.0	87.0	
632		【再掲】消費者教育の推進	市内の小・中・高等学校、特別支援学校等を対象にした消費生活出前講座の実施や、啓発チラシの配布、教育職員への研修等を実施するとともに、大学等に、新入生を対象にした消費者教育実施の働きかけを行う。また、親子で参加できる消費者学習会の開催や、二十歳を祝うつどいなどの各種イベントにおいてパンフレットを配布すること等により、消費者教育を推進し、消費者被害の未然防止と消費者力の向上に取り組む。【1-(5)-③】	5,195	①成人向けの消費者教育講習会等（回） ②学校等教育職員に対する研修（回） ③大学等への消費者教育情報の配信（回） ④おやこ消費者学習会の開催（回） ⑤イベントへの出展（回）	①39回 ②8回 ③3回（8校） ④1回 ⑤7回	①54回 ②6回 ③2回（5校） ④1回 ⑤4回	
633		地域安全活動事業の促進	市民の防犯意識の高揚、各種犯罪の予防と少年の非行防止等を目的として、各種の事業を実施している防犯組合連合会へ事業補助を行う。	8,350	防犯組合連合会（8団体）への補助（千円）	7,968	8,430	◎

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算	実 績	令和 6 年度	令和 5 年度	独自制度
				令和 7 年度				
634		地域防犯カメラ設置補助事業	犯罪や不審者の抑止効果や犯罪が発生したときの早期解決に有効な防犯カメラの設置費用の一部を助成することにより、地域の自主的な防犯活動を補完し、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援する。	12,150	設置団体（団体） 設置台数（台）	12団体 21台	26団体 65台	◎
635		安全・安心な通学路等の整備	学校や区役所が中心となって実施した安全点検等に基づき、歩道や防犯灯の整備などの安全対策に取り組む。【3-(3)-③】	55,000	金額（千円）	65,095	49,733	
636		保育園・学校施設のブロック塀の安全対策	施設の利用者や周辺を通行する市民の安全確保のため、安全性の確認ができなかったコンクリートブロック塀の改修等を行う。	21,000	施設数（園）	2	1	
637		防犯灯設置（LED化）	夜間における犯罪の発生を未然に防止するとともに、公衆の交通安全を図るため、通学路などにおいて防犯灯を設置する。	8,900	金額（千円）	8,392	7,438	
638		危機管理マニュアルの整備	保育園、幼稚園、学校等において、ハザードマップ等を踏まえた避難マニュアルを作成するとともに、マニュアルを適宜点検し、見直しを行う。	—	施設数（施設）	544	436	
639		避難訓練の実施	保育園、幼稚園、学校等において、災害等の際に迅速に対応できるよう、避難経路の安全点検等を行うとともに、地域と連携し、実際に災害が発生したことを想定しながら、危機意識を持った実践的な避難訓練を行う。	—	施設数（施設）	544	436	
640		防災教育の実施	保育園、幼稚園、学校等において、園児や児童生徒の発達段階等に応じて、災害から自分の身を守る方法等について指導を行うとともに、地域の水害碑等を活用して過去の災害について学ぶなど、地域の特性等を踏まえた指導を行う。	—	施設数（施設）	316	309	
641		保育士・教職員等への研修会の開催	緊急事態の際に適切な判断や対応ができるよう、保育士や教職員等に対して、具体的な対応方法等を学ぶとともに知識を深めるための研修会を開催し、危機管理意識の醸成を図る。	273	参加人数（人）	659	219	
642		交通安全教室の開催	交通事故から身を守る意識を高めるため、保育園、幼稚園、学校等を対象に、交通安全教室（横断歩道の渡り方や正しい自転車の乗り方などの実技指導）を開催する。	—	回	543	540	
643		中・高校生に対する自転車教本の作成	中学校1年生や高校1年生を対象とした自転車教本を作成し、市内の全ての中・高等学校の新入生に配付する。	258	配付数（冊）	24,460	24,752	
644		自転車運転免許制度の実施	市内の中・高等学校の自転車通学者を対象とした自転車通学許可証制度や、市立小学校の3年生を対象とした自転車運転免許証制度を継続的に実施し、自転車の交通ルール・マナーの遵守を促す。	1,273	配付数（枚）	12,456	11,991	
645		学校での交通安全教育の推進	こどもの交通事故から身を守る意識を高めるため、関係機関や団体等との協力・連携により、歩行者のマナーや正しい自転車の乗り方等、交通安全教育を推進する。	—	施設数（施設）	230	—	
646		【再掲】安全・安心な通学路等の整備	学校や区役所が中心となって実施した安全点検等に基づき、歩道や防犯灯の整備などの安全対策に取り組む。【3-(3)-①】	55,000	金額（千円）	65,095	49,733	

重点施策（４） こども・若者の意見をいかした取組の推進

No.	新規・拡充等別	名 称	内 容	予 算		実 績		独自制度
				令和 7 年度		令和 6 年度	令和 5 年度	
647		多様な方法によるこども・若者への意見聴取の推進	施策の目的等に応じて、ワークショップ、座談会など多様な方法により、こども・若者等の意見聴取を推進する。	—	実施回数（回）	4	—	
648		声を聴かれにくいこども・若者への意見聴取の推進	声を聴かれにくいこども・若者の意見を施策に反映させるため、ヤングケアラーなどからの意見聴取を推進する。	—	実施回数（回）	4	—	
649		【再掲】児童相談所におけるこどもの意見聴取	児童相談所において、こどもの意見や意向を勘案して措置等を行うため、こどもの事情に応じ、児童福祉司、児童心理司、弁護士など多職種の専門職員がこどもから意見聴取を行う。【2-(1)-②】	—	—	—	—	
650		【再掲】児童養護施設等における意見表明等支援事業	外部団体の意見表明等支援員（アドボケイト）が、施設等に入所しているこども・若者から定期的に意見聴取等を行い、こども・若者の希望に応じて、行政機関や施設等に対する意見表明の支援や、こども・若者の意見・意向の伝達などを行う。【2-(1)-②、2-(2)-①】	6,395	施設訪問回数（回）	42	—	
651		こども・若者意見の施策等への反映状況のフィードバック	こども・若者からの意見の施策への反映状況をホームページで公表するなど、こども・若者へのフィードバックを推進する。	—	実施回数（回）	2	—	
652		【再掲】こども・若者の意見表明に向けた意識啓発	本市のこども・若者への意見聴取の取組や、こども基本法や児童の権利に関する条約の趣旨等を周知し、こども・若者が意見を言いやすい環境づくりを行う。【3-(1)-⑥】	—	—	—	—	
653	新規	保育関係予約システムの導入	利用者の利便性向上及び私立保育園職員等の事務負担の軽減を図るため、一時預かり保育事業及び病児・病後児保育事業において、利用予約等をオンライン化するシステム導入する。	12,940	—	—	—	○
654	新規	保育園等における性被害防止対策	こどもの性被害の未然防止や早期発見、プライバシー保護に取り組む。	11,000	—	—	—	